

令和3年12月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

令和3年12月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	議案第62号	大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第 5	議案第64号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	
第 6	議案第63号	大竹市印鑑条例の一部改正について	生活環境付託
第 7	議案第65号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	総務文教付託
第 8	議案第66号	令和3年度大竹市一般会計補正予算（第7号）	総務文教付託 (一 括)
第 9	議案第67号	令和3年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
第10	議案第68号	令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
第11	議案第69号	令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	総務文教付託
第12	令和3年請願第4号	公函の誤りについて法務局に訂正申し出を求める請願	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第62号から日程第5 議案第64号（説明・付託）
- 日程第 6 議案第63号（説明・付託）
- 日程第 7 議案第65号（説明・付託）
- 日程第 8 議案第66号から日程第11 議案第69号（説明・付託）
- 日程第12 令和3年請願第4号（付託）

○出席議員（15人）

1番	賀屋 幸治	2番	藤川 和弘
3番	原田 孝徳	4番	小中 真樹雄
5番	中川 智之	6番	小田上 尚典
7番	北地 範久	8番	西村 一啓
9番	和田 芳弘	10番	網谷 芳孝
11番	児玉 朋也	12番	山崎 年一
13番	日城 究	14番	細川 雅子

15番 寺岡 公 章

○欠席議員（1人）

16番 山本 孝 三

○説明のため出席した者

市 長
副 市 長
教 育 長
総 務 部 長
市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
危 機 管 理 課 長
企 画 財 政 課 長
地 域 介 護 課 長
保 健 医 療 課 長
監 理 課 長
土 木 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長

入 山 欣 郎
太 田 勲 男
小 西 啓 二
中 村 一 誠
三 原 尚 美
豊 原 学
山 本 茂 広
古 賀 正 則
佐 伯 和 規
柿 本 剛
田 中 宏 幸
三 井 佳 和
山 田 智 徳
松 重 幸 恵
小 田 健 治
廻 本 実
小 田 明 博
貞 盛 倫 子

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

三 上 健
加 藤 豪

会期決定について

令和3年12月大竹市議会定例会（第5回）の会期を、次のとおり定める。

令和3年12月2日提出

大竹市議会議長 賀屋 幸治

自 令和3年12月 2日

15日間

至 令和3年12月16日

会期日程表

期 日		会 議		付 記	
月 日	曜	本会議	委 員 会		
12. 2	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（付託） ・請願上程（付託） ・散会 	
3	金	予備日			
4	土	休 会			
5	日				
6	月		総務文教委員会	付託案件審査 10時～	
7	火		生活環境委員会	付託案件審査 10時～	
8	水		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～	
9	木				
10	金				
11	土				
12	日				
13	月				
14	火				
15	水				
16	木		本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・決算特別委員長報告（表決） ・一般議案委員長報告（表決） ・請願委員長報告（表決） ・閉会

令和3年12月大竹市議会定例会（第5回）

一般質問通告表

1

4番 小中 真樹雄 議員

質問形式：一問一答

市政目安箱の設置を提案したい

市政への関心を持ってもらうとともに、市民の意見がよりダイレクトに市当局に届くように、「市政目安箱」（仮称）の設置を提案したいと思います。

目安箱といえば、徳川第8代将軍吉宗が享保の改革の一環として市井の人々の意見を聞くために設けたものです。その故事に倣い、幾つかの自治体では市長に意見が届くようにと設置されているようです。

現在、議会改革特別委員会で議員定数問題が俎上に上っていますが、高齢者から議員を減らすと市民の声が届きにくくなるとの声があるようです。しかし、連続無投票という事態を避けるためには、定数削減を視野に入れることも必要だと考えます。

「市政目安箱」を公民館などの公共施設に置き、寄せられた要望や苦情、提言などに市長や当局が耳を傾けることにより、市民との距離を縮められるのではないのでしょうか。さらに、メールやファクスなどでも意見を募集し、必要と思われるものには個別に回答するようにすればいいのではないかと考えます。

かつて千葉県松戸市の「すぐやる課」が話題となりましたが、予算措置の必要のないものについては早急に取り組むこともできるのでは、と考えます。市長及び当局の考えを聞かせていただければと思います。

2

11番 児玉 朋也 議員

質問形式：一問一答

幼児期の視覚不良の早期発見について

遠見視力検査の結果で、遠くが見えれば近くは問題なく見えているだろうと、近見視力についての正しい知識が乏しく、近見視覚不良の子供が見逃されていることがあります。

本市の1歳6カ月健診、3歳児健診、就学前健診の近見視力検査機器導入、保護者への弱視に対する啓発内容についてお聞かせください。

3

13番 日域 究 議員

質問形式：一問一答

「義務教育は、欠席日数が多くても、授業に出ていなくても、テストができていなくても進級や卒業ができる。」これは事実ですか

上記は「大竹高校便り」に校長先生が書かれた文書です。義務教育をあくまで大竹市教育委員会としての感想を伺います。

教育は段階を踏んで行われるものです。各段階での教育内容の理解と定着を確認するためにもテストは必要であり、そこをクリアして次の段階に進みます。当然、個人差がありますが、そこについてはどう対処されていますか。その対応ができていないとの

懸念を感じます。

それを隠すかのように、本来大切であるはずの成績の記録の保存年限を5年としました。そうではなく、成績の多様性にも対応してほしいのですが。

広島県水道用水供給事業からの不要な水の購入をやめるべきです

水道料金は利用者がコストを公平に負担することを念頭に決められます。そこにコストに入れるべきでない経費が含まれていれば、利用者とするれば看過できません。

大竹市は弥栄ダム完成時の広島県企業局とのやり取りの中で、大竹市には不必要な水道用水供給事業からの給水を決めました。これは上水のコストですから、直接利用者の財布に影響します。その証拠に、水道事業会計は一気に収支が悪化し値上げされています。

市民をだまして県に貢ぐような状況を26年続けてきましたが、もうやめましょう。県のやり方も悪質です。

4

8番 西村 一 啓 議員

質問方式：一括

中山間地域内にある、廃校の市立栗谷中学校並びに、休校の市立栗谷小学校の今後の取り組みや、地域への対応をする本市のお考えをお尋ねいたします

栗谷中学校は廃校後8年経過し、跡地を活用するための計画はどうするのか。

栗谷小学校は休校にして3年が経過しているが、地域住民とその後の活用等について、話し合い等の意見交換はしているのか。

ルネス学園跡地の活用について、岩国大竹道路の工事等が出る土砂置場として活用する予定ですが、その後どのように考えているのか伺う

ルネス学園跡地は、土砂置場として何年活用するのか。その後、現場の整備等はどのように考えているのか。取り壊す費用や現状維持管理費は、どのように考えているのかお尋ねする。

5

6番 小田上 尚 典 議員

質問方式：一問一答

コロナ禍を経験したことによる避難所運営の変化はありましたか

コロナ禍を経験し、避難行動にも変化が生まれていると思います。以前までの避難所のイメージでは感染拡大の不安などがあり、避難所に行きづらくなっているのではないのでしょうか。

今後の避難所運営について、感染対策や避難所での情報発信方法などを伺います。

スピーカー改修が進んでいる防災行政無線の意義や効果はどのように検証していますか。

臨時災害放送局の試験放送などの検証はされましたか

防災行政無線は情報伝達に欠かせない手段だと思いますが、他の手段との組み合わせが重要です。市民としてはどのように活用すればいいのでしょうか。

以前、災害時の情報伝達に有効だと考え、お伺いした臨時災害放送局の有効性をどのように検証されていますか。

6

12番 山崎 年 一 議員

質問形式：一問一答

選べる学校制服で、防寒や機能性、性的少数者（LGBT）へ配慮を

小中学校の制服をスカートとスラックスに自由に選択できる公立の学校が全国的に増加しています。広島県内でも、性別に関係なく制服を自由に選べる学校が多くなりました。防寒や防犯対策、機能性などとともに性的少数者（LGBT）に配慮する取り組みが進められています。本市の取り組みについて問います。

- ①県内公立小中学校で制服の自由化や選べる制服を導入した学校数。
- ②本市の小中学校の制服の規則や決まりなど現状について。
- ③小学生のスラックス、長ズボンの着用はどのように認められていますか。
- ④小中学生の制服や学校規定用品の保護者負担額。
- ⑤制服などについて保護者、生徒から要望や相談はありますか。
- ⑥性的少数者（LGBT）などの多様性に合わせた制服の見直しが必要と考えますがいかがですか。
- ⑦多様でグローバルな社会に生きていく生徒が通う学校の校則や決まり事は、どのようにあるべきと考えられますか。

7

3番 原田孝徳 議員

質問形式：一問一答

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と女性の働き手の確保の必要性について

本市の介護老人福祉施設に待機者がいる現状や、女性の介護負担を少しでもなくし、働き手として確保することの必要性。また、グループホームが特養化しつつある現場や老老介護の実態。

このような市民の経済的、精神的、肉体的負担を少しでも軽減し、老後を安心して暮らすことのできるまちにするためにも、そして、さらに2025年問題という大きな課題（なみ）も目の前に迫ってきていることから、50床程度の介護老人福祉施設は本市に必要であると思うが、どのように考えているか伺う。

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、一般質問通告表、請願第4号をサイドブックに掲載をしておりますので、御確認をください。

日程に入る前に、確認のため、改めて皆さんにお知らせいたします。

11月25日の議会運営委員会での申し合わせにより、飛沫感染を防ぐため、また、会議の時間を短縮するため、本定例会では議員の皆さん、執行部とも登壇せず、自席で起立して発言することになっております。

新型コロナウイルス感染予防のため、50分を目安として休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思います。御理解と御協力をお願い申し上げます。

定例会開会に当たり、市長から御挨拶がございます。

市長。

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。議員の皆様方におかれましては、公私共に御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、条例の一部改正についてをはじめ、指定管理者の指定について、令和2年度大竹市一般会計補正予算など、合わせて8案件でございます。これらの議案の内容につきましては後ほど御説明をさせていただきますので、御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶といたします。

○議長（賀屋幸治） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、小田上尚典議員、7番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（賀屋幸治） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

それでは、質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

4番、小中真樹雄議員。

○4番（小中真樹雄） おはようございます。それでは私がトップバッターであります、私の関心事について一般質問をさせていただきます。

一般質問通告表にありますとおり、私は市政目安箱の設置を提案したいと思います。

市政への関心を持ってもらうとともに、市民の意見がよりダイレクトに市当局に届くように、これは仮称なんです、市政目安箱の設置を提案したいと思います。

目安箱といえば、徳川8代将軍吉宗が享保の改革の一環として市井の人々の意見を聞くために設けたものです。その故事に倣い、幾つかの自治体では、市長に意見がよりダイレクトに届くように、設置されているところがあるようです。私が実際、市政目安箱とパソコンで検索しますと、埼玉県川越市をはじめとして、幾つかの市の例が出てきます。

現在、議会改革特別委員会で議員定数問題が俎上に上っているのですが、そこで特に何か高齢者から、議員を減らすと市民の声が届きにくくなるという声があるという意見を聞きます。個人的にはそんなことはないと思うんですが、とにかく連続無投票という醜態というか、満天下に恥をさらすような事態を避けるためには、定数削減を視野に入れることも必要だと、私は個人的に考えております。市政目安箱を市や支所、公民館、図書館などの公共施設に置き、寄せられた要望や苦情、提言などに、市長や当局が耳を傾けることにより、市民との距離を縮められるのではないのでしょうか。

さらに、これはもう一部やっている部分もあるかとは思いますが、メールやファクスなどの意見を募集し、必要と思われるものには市長が個別に回答するようにすればいいのではないかと考えます。こういう意見を聴取し、予算措置の必要のないもの、すぐできそうなものは、かつて千葉県松戸市のすぐやる課が話題となりましたが、そのように早急に取り組むこともできるのではないかと考えております。

それに、ここからは実現性はどうかかわからないですけれども、おまけの話として、例えば目安箱はどんなものでもいいので、例えば主権者教育の一助にするために、小学生に段ボール箱で作ってもらうと。そのときに、これまでに歴史ってというか目安箱が、いわゆる江戸時代の目安箱がどういうものであったのかとか、我がまちではこういうふうにして市民の意見を吸い上げているんだということをお子たちに学んでもらうことによって、



今、若者の投票率が低いことによる主権者教育が盛んに叫ばれておりますけれども、幼少期からそういうことに関心を持ってもらうということからも、私は役に立つのではないかと思います。

さらに、こういうことを行う場合には、広島にあるテレビ局、新聞社にプレスリリースして、子供たちが市政目安箱を作りますので取材に来てくださいというような投げかけをすると、これはおもしろいのではないかと、来てくれるんじゃないかと、私はマスコミ出身の人間として思います。

とにかく取材をしてもらうためには、一種のストーリーが必要です。ストーリーは取材してもらうほうがつくらないといけないということですね。そういうことを踏まえてお聞きしたいんですが、私はサントリーの創業者の鳥井信治郎さんが、やってみなはれと、こういうチャレンジ精神。それとあと、「飛び出せ！青春」の村野武範が、レッツ・ビギン、とにかく何かやってみようと、そういう精神を私は市政に吹き込むことが必要ではないかと考えます。

市長及び当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 市民の皆様のお声をどのようにお聞きするか、この課題は古来よりずっと続いていると思っております。どう届けていただき、どう判断し、実行に移すか。時代に合うやり方で対応してまいりたいとは思いますが、今の御提案、御質問ありがとうございます。

それでは、小中議員の市政目安箱の設置の提案についての御質問にお答えをいたします。

市民のお声を聞くための1つの手段として、全国で目安箱や意見箱の設置に取り組んでいる自治体があることは承知しております。現在、市民の皆様が、市政に対する御意見や御要望をお寄せいただく方法としては、要望書を作成して提出していただく方法や、市ホームページからメールなどで提出していただく方法などがございます。

要望書は特に様式は決まっていませんので、直接窓口を持参する方や、郵送で提出される方がおられます。また、市ホームページからの提出については、私に直接伝えたい市政についての御意見やまちづくりへの思い、アイデアを市政への提言として提出する方法と、各担当部署宛てにメールする方法があります。いただいた要望書や市政への提言は、必ず私が目を通すようにしています。

また、昨年度と今年度は新型コロナウイルスの影響により実施できていませんが、私をはじめ各部長が直接地域へ出向いて、市民の皆様や自治会役員の方々に地域課題をお伺いするまちづくり座談会の場で意見交換する機会や、休日に各地域で行われるイベントにもできる限り参加させていただいておりますので、その際にも、市民の皆様から多くの御意見や御要望を聞く機会があります。

こうした方法、機会がある中で、市民の皆様からの御意見や御要望のほとんどが、直接担当部署に寄せられています。例えば土木課では、市民の皆様から電話、市ホームページからのメール、直接来庁などにより、要望などが毎年1,000件を超えています。このようにさまざまな市民のお声を寄せいただく方法があり、また、他の自治体と比べると小規

模な本市の場合、市民の声も比較的届きやすいのではないかと思います。現状でも、市民の皆様の声が行政に届きにくいといった声も聞いておりません。

したがって、御提案いただきました公共施設に市政目安箱を設置することに関しましては、現在のところ設置する考えはございません。

次に、届いた市民の意見を受けてすぐに実践する、すぐやる課の御提案についてでございます。こうした組織は、住民にわかりやすく好評であったことから、一時は多数の自治体に設置されたようですが、対応し切れない専門的な事案は担当部署に依頼することになるなど、かえって時間がかかることもあるようです。

本市ではこうした組織の設置は検討していませんが、例えば土木課では、市内の道路の損傷など市民からの通報があればすぐに対応するなど、市民の皆様安全に関わる緊急の事案などについては、一定の対応内容を取り決め、すぐに対応できる体制ができています。さまざまな形で市民の皆様から寄せられる御意見・御要望の全てをそのままお受けすることは難しいと考えますが、まずは、担当部署でしっかりとその声を受け止め、緊急を要するものはすぐに対応し、対応可能なものは速やかに取り組む組織であるよう全庁で努めていますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、小中議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 市長、御答弁ありがとうございます。

つまりは、市としては現状のシステムで十分に住民の声を拾うことはできるというふうに解釈されているということで、議員の数が2ぐらい減ったところで、別に住民の声が届かないというようなことはないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

私は、これは1つの考えるヒントとして提案したもので、絶対こういうことをしなくてはいけないとは思いませんけど、あくまでも、要するに議員を減らしたら声が届かなくなるということのアンチテーゼとして、こういうことをやったら住民も十分理解していただけるんじゃないかというような趣旨も踏まえて、この質問をいたしました。

これはヒアリングのときの話なんですけど、企画財政課長から、ほかの市がやってるんだからやれないことはないというお話もいただいたんですが、その件について1つだけ、最後に、現状で十分機能しているかというのと、ほかの市がやっているんだからできないことはないということにだけ答えていただきたいと思います。

私はすぐやる課については、すぐやる課があったほうがいいというか、そういうシステムの問題じゃなくて、すぐやる課のように住民からの意見を吸い上げて、予算措置の必要ないものはすぐやる課がやるようにできるんじゃないかということで、すぐやる課の設置とかそういうことは全く、関連しての話で質問したので、その点は誤解のないようお願いいたします。その1点だけ、答弁お願いします。

○議長（賀屋幸治） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 御質問にお答えします。

まず、ヒアリングのときに、やれるかやれないか、やれないことはないですよというふうに私がお答えしましたのは、設置することの行為自体は、それはやろうと思えばできま

すよという意味で言ったのであって、それを今すぐやるかやらないかという話になると、また検討の余地があるのかなと思います。

市長が言いましたように、行政としてどこまで市民の声を聞く手段に依っていくのかというのは非常に難しいところなんだろうと思います。見ていきますと、やっぱり各自自治体でどこまでやるのかっていうのはばらばらで、非常に悩ましいところなんだと思います。

ただ、市長の答弁にもございましたように、現状として本市は、電話であるとかメールであるとか、直接来庁して意見とか要望を聞く機会というのはございます。また、既に多くの意見とか要望が届けられている実態というのもございます。

仮に今後、そういった声が届くようなことがあれば、手段の1つとしてそういったことも検討する余地はあるのかもしれないんですが、現状としては必要ないのではないかと判断しているというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 了解しました。

先ほど申し上げましたように、あくまでも考えるヒントとして提案したのであり、現状でできないというならそれはそれでしょうがないので、何かほかのことを考えて、また質問をするなりしないといけないのかなとも思います。

ただ、我々は議員として大竹市の禄を食んでいるわけですから、はっきり言って大阪はあれですけど、銭がなかったら頭を使わないといけないと。そういうことは市当局にも言えますし、議員にも言えると思いますが、そういうとにかく何かを考えるということを、私は訴えたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（賀屋幸治） 続いて、11番、児玉朋也議員。

○11番（児玉朋也） 11番、新和会の児玉です。よろしくお願いいたします。

10月に行われました決算特別委員会において、弱視、視力が弱いことについて質問をさせていただきました。その答弁の中で、大変前向きな答弁をいただきましたので、もう一度一般質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

家庭での保護者による視力検査での課題の解消に、本市は令和2年から取り組んでおられるということで、安堵しました。遠見視力の検査の結果で、遠くが見えれば近くは問題ない、見えているだろうとの思いから、近見視力について正しい認識が保護者などに乏しいと言われております。そのため家庭での視力検査アンケートだけでは、近見視力不良の子供が見逃されていることが課題の1つと言われております。まずは、本市の1歳6カ月健診、3歳児健診、就学前健診の近見視力検査機器導入についてお聞かせください。

乳幼児健診の御案内文に、弱視予防には早期発見・早期治療、加えて治療にはタイムリミットがあり、遅くから治療しても改善が難しいことなどが啓発されていると思いますが、乳児、1歳6カ月健診、3歳児健診に就学前健診の全ての段階でも取り組んでいるのか、お聞かせください。

3歳児健康診査は母子保健法で定められ、国が各自自治体に実施を義務づけており、その目的は視覚、聴覚、運動発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な

指導を行い、心身障害の進行を未然に防止することで、視覚検査については方法や項目内容は自治体に任されているため、検査精度にばらつきがあると言われております。

平成29年4月に厚生労働省が各都道府県、保健所設置市などに、3歳児健康診査における視力検査の実施について事務連絡を出しています。それによりますと、子供の目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。つきましては、市町村におかれましては、下記に御留意の上、3歳児健康診査における視力検査及び保健指導を適切に実施されるようお願い申し上げます。都道府県におかれましては、本通知の内容を御了知の上、管内市町村へ周知していただくとともに、管内市町村において視力検査が適切に実施されるよう、助言等の支援をお願いいたしますとあります。

子供の視力が発達する視覚感受性期に、生まれてから8歳程度と言われていますが、視力の異常を見つけなければ、眼鏡やコンタクトレンズをしてもはっきり見えない弱視となってしまう。なぜならば、視覚の感受性期に見ることに支障があると、目から脳への情報を伝える視神経回路がつくられないままです。この視神経回路の形成は6歳頃には終わり、それ以降は治療しても反応を示さないそうです。したがって感受性期を過ぎた、視機能の発達が終了した6歳で視力不良が見つかって遅いのです。3歳児健康診査での視力検査は、弱視を予防する重要な鍵を握っています。

また、就学前の就学時健康診断は、子供の目を守る最後のとりでとまで言われています。適切な時期に弱視を発見、早期治療を行うことで、弱視予防が期待できます。しかし、治療が遅れると、就学しても両目の視力が整わず、学習に影響を及ぼす可能性があります。

我々には、視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚が備わり、その五感を働かせ、外界の状態を認識しています。五感の中で最も情報量が多いのが視覚で、目からの情報は全体の80%と言われております。目からの情報には、近見視力と遠見視力によるものです。大人なら見えていた経験があるため、見えにくくなった視力の低下を自覚することができますが、はっきり見えた経験の乏しい幼児は、保護者に訴えません。遠くが見えれば近くが見えるとの思い込みを払拭すべきです。

遠くを見るときと近くを見るとき目の仕組みは異なったものであり、近くが見えるかを確かめるには、近見視力検査をしなければ、幼児の視力不良は発見できない。日本小児眼科学会の提言として、一次検査として家庭で行う視力検査の精度を向上させるためには、保護者に対して家庭での検査が視覚異常の早期発見に大切な機会であることを啓発し、視力測定マニュアルどおり正しく行い、結果をアンケート用紙に丁寧に記入していただくことが重要です。家庭に送付する3歳児健康診査案内と視力検査法の説明文を、現行のものよりわかりやすいものに見直す作業も必要と思います。一次検査ができない場合にも、必ず二次検査を受けるよう啓発する必要があります。

3歳児健康診査において、視覚異常の検出精度を向上させるためには、市区町村が指定する会場で行う二次検査で問診、視力検査に加えて、オートレフラクトメータあるいはフォトスクリーナー等を用いた屈折検査や、両眼視機能検査を併用することが望ましい。

二次検査においては視能訓練士の参加が、検出精度のさらなる向上に寄与すると考えます。

二次検査で要精密検査の判定を受けた児では、その結果をフォローアップする体制が、極めて重要でと、問診や視力検査に加えて、検査機器を用いて弱視の早期発見・早期治療を呼びかけています。

本市は、令和2年から市内の眼科医の協力の下、視能訓練士と機器の検査を実施されているようですが、どの程度の割合で、何人中何人が要検査となり、要検査の結果を受けて実際に精密検査を受けた、あるいは要検査でも何もしていないなど、現状についてお聞きします。検査結果を踏まえたフォローアップ体制への取り組みがあればお聞かせください。

機器の購入を検討していただけそうな、前向きな答弁を決算特別委員会でいただきました。来年度の予算に組み込むとなれば、弱視に対する正しい認識を持った大人がいないために、治療の開始が遅れたり、6歳の治療のタイミングを迎えて手遅れの乳児、児童もいるやもしれません。早い段階での乳児の保護者からの啓発と、乳児からの検査機器を使つての視力検査をお願いいたします。

厚生労働省は、子供50人に1人はいるとされる弱視の早期発見に向け、市区町村が行う3歳児健康診断で屈折検査と呼ばれる検査の導入を促すことを決め、2022年度導入希望の市区町村に対し、機器の導入費の半額補助を概算要求に盛り込んだと聞きました。

屈折検査は専用の検査機を数秒目に当てるだけで、弱視の原因となる遠視や乱視などを判定できる。しかし、検査機の価格が1台約100万円に上り、3歳児健診に利用する市区町村は約3割にとどまるとあります。

学校保健安全法施行規則には、視力検査を行うと定められています。教室のどこから見ても、黒板の文字が判断できる視力が必要であるとの考えから、眼前5メートルの指標を判別する遠見視力検査のみとなっています。

昨今は1人1台の端末の導入で、5メートル先の黒板を見る学習よりも、手元の教科書、端末を利用した学習形態の変化が著しくなっています。近見視力への必要性や重要性が増してきています。早い段階から保護者への啓発と、検査機器を使つての視力検査が必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 市の宝でございます子供たちの健康を守るため、特に弱視の治療にタイムリミットがあることを危惧されまして、御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、児玉議員の御質問にお答えをいたします。

市では、乳幼児の健全な発育・発達を支援することができるよう、乳児健康相談、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。また、教育委員会では、小学1年生になる予定の子供の心身の状態を把握するため、就学時健康診断を実施しています。そのうち、3歳児健診では、視力検査及び屈折検査を行っており、弱視の早期発見・早期治療に努めているところでございます。

まず、各家庭において、日頃から気になることがないかの確認と、ランドルト環を用いた視力検査からなる目のアンケートを記入して、当日会場に持参していただきます。加えて、令和2年4月から、市内眼科の視能訓練士の方の御協力を得て、3歳児健診の際に屈折検査機器を利用した検査を行っています。その後、精密検査が必要と判定された子供については、精密検査受検票を交付して、早期発見・早期治療に結びつくよう促しています。

この精密検査受検票により受診した場合は、受診結果が市に返送されますので、精密検査結果の確認と未受診者の方に対する受診勧奨が可能です。

平成27年度から令和元年度の5年間に、3歳児健診受診者に対する精密検査受検票を発行した割合は、平均で1.1%でしたが、令和2年度については6.8%と、約6倍となっています。

また、この屈折検査の導入後には、乱視・斜視・遠視などが発見できています。現在、屈折検査機器は、市内眼科医院からお借りしている状況です。機器の購入については、令和4年度当初予算案の編成作業中ですので、市全体の予算を勘案しながら検討してまいりたいと考えています。

次に、保護者に対する啓発に関しましては、3歳児健診の案内通知の際に、公益社団法人日本眼科医会の作成している「3歳児眼科健診のすすめ」を同封し、眼科健診の大切さについて認識した上で、健診を受診していただけるよう啓発しており、生後4カ月児を対象とした乳児健康相談や、1歳6カ月児健康診査についても、眼科に関する質問項目を設けることで、子供に気がかりな様子があれば受診につなげることができますよう取り組んでいます。

また、就学時健診では、学校保健安全法に定める視力検査、眼科健診とあわせて、屈折検査機器を用いた弱視検査を行い、その場で眼科医及び視能訓練士が結果の説明や受診勧奨などをされていると聞いています。今後も子供たちの健康が損なわれることのないよう、取り組んでまいります。

以上で、児玉議員の質問への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 児玉議員。

○11番（児玉朋也） ありがとうございます。

予算は検討中ということで、決算特別委員会の課長の答弁と同じということになるんですけど、大竹市にも、大竹市における3歳児健康診査への屈折検査導入の願いとして、市長に広島県眼科医師会の会長、学校保健委員会の地区担当委員から要望書が提出されていると思います。その内容が、しつこいようですけど、子供の50人に1人に弱視があると言われていています。3歳児健康診査は弱視を発見し、治療につなげる重要な機会です。検査を視力検査に頼っているために、見逃されるケースが多いことが問題となっています。

3歳児健診の精度を上げるためには、視力検査とあわせて屈折検査の実施が重要ですが、コストや検査時期の長さ等に阻まれて、導入が進みませんでした。ところが近年簡便な検査機器が開発され、屈折検査を導入する自治体がふえてきております。しかし、市町村の財政などの事情により、全国的にかなりの格差があるのが現状です。

このような中、このたび厚生労働省における令和4年度概算要求に、新たに地域の事情

に応じた妊産婦等への支援体制の強化を図ることを目的とした母子保健対策強化事業が盛り込まれ、事業の補助対象として屈折検査機器の整備が明示され、国の対策に入りました。あと少しあるんですけど、そういうふうに書かれておまして、これは国としても大変重要なことだということ考えておられると思います。

予算は予算でつけていただきたいんですけども、仮に予算がつかなかったとしても、何らかの補助金を利用したり、例えばふるさと納税を利用したり、クラウドファンディングを募集したり、財源の確保の方法は多数あると思うんです。未来の子供たちへの投資として、決して高額なものとは思いませんが、どうなんでしょうかね。

茨城県下妻市は、子供の弱視治療の機会を逃さないということを、スポットビジョンスクリーナーで早期発見へとして、クラウドファンディングの募集を2019年11月8日募集開始して、69人の支援により146万7,000円の資金を集めました。それが2019年12月23日で、もう募集を終了しているんですね。

ちなみに、目標額は125万円でした。それが146万7,000円、一月のうちにたまったということで、やっぱり市民の皆さんとか保護者の皆さんは、こういうことを発信しますと、大変興味を持ってこういうことをしてくれるということなんで、市のほうとしてもおくれをとってはならないと思っております。

どうなんでしょうか。今予算検討中とありますが、もう少し進んだ回答はいただけないものでしょうか、お願いします。

○議長（賀屋幸治） 副市長。

○副市長（太田勲男） この件でございますが、未来の子供たちへの投資、大切な表現でございますし、決して無視できないものと考えております。

現在、まだ当初予算作成中ではございますが、あえてこの場で言えることといたしましては、さらに前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 児玉議員。

○11番（児玉朋也） ありがとうございます。今は言いにくいというか、やりますと言ったら言いにくいことはないんですけど、ありがとうございます。さらなる検討ということで期待をしております。

本年は10月28日と11月11日に就学時検査が行われたと思います。これは機器使用されたということでよろしいんですけど、やはり今ずっと借りているような状態で持ち歩きますと、もし壊れたときとか、いろんなことが発生しますし、タイミングによって機器が借りられないということもあると思いますので、ぜひともそういうことを考えていただきたい、前向きに検討していただきたいと思います。

先ほども言いましたけど、市長も言いましたけど、子供は市の宝でございます。弱視が少しでもよくなるような体制を市で工夫してあげると、人生100年時代ですからね、10歳のときにその視力検査をして視力が回復すれば、90年も遠くがよく見え、近くがよく見え、苦勞することがないと思います。眼鏡とかかけますと、今こういうコロナ禍の時代ですから、マスクをしていますと、私なんか老眼鏡かけるんですけど、マスクをすると曇る。やっ

ぱり何らかの困ったことが起きるので、そのほうをしっかりと検討していただきたいと思  
います。

近くが見えないために、学力がないと判断されるという事例もあるやと聞きます。全力  
で取り組んでいただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ではございますが、議場の換気のために暫時休憩いた  
します。

再開は10時50分といたしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

10時45分 休憩

10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、13番、日域究議員。

○13番（日域 究） 会派くろがねの日域でございます。通告にしたがって質問させていた  
できます。

2つあるんですけども、最初は義務教育の話です。通告に書きましたけど、大竹高校  
の校長先生の文章ですね。ある意味よくわかるんですけども、そうなのかなと思って質  
問させていただきます。

現代の文明社会を支える根幹の1つは、教育だと思います。また、その柱になるのは小  
学校であり、中学校であるということに異論のある方はいないと思います。しかし、その  
義務教育の学校は、児童生徒の成績を真面目にチェックしているのでしょうか。

授業参観でも、個人が目立たないようにグループで答えさせたり、1人が正解を答えたら  
そのグループ全体が正解だったというような配慮を、よく目にします。これでいいのか  
など、前から漠然と感じていましたが、それを強く思ったのが議会に配付された大竹高校  
便りの、校長先生のあまりにも正直で率直な文章の内容でした。議員のレターケースに入  
っている例の黄色い紙ですが、教育委員会にも配付されていると思えます。

驚いたのは、その5月17日号の次の部分です。1年生にしっかりわかっておいてほしい  
のは、中学校と高等学校の違いです。中学校は義務教育だから、欠席日数が多くても、あ  
まり授業に出ていなくても、テストができてできなくても、進級や卒業ができました。  
そうだったよね。ということですね。もちろんおっしゃりたいことは、高校では今まで以  
上に授業が大事だよというための導入部分に過ぎないのかもしれませんが、欠席日数が多  
くても、あまり授業に出ていなくても、テストができてできなくても、進級や卒業ができるのが  
小中学校だと決めつけられたとすれば、その義務教育をあずかっている教育長の感想を伺  
わないわけにはいきません。

昨今、義務教育の学校は、子供たちに違いがあるという現実を表に出すことをひどく恐  
れているように感じられてなりません。学校は子供たちの集団ですが、彼らは決して金太



郎あめのようなものではありません。子供たちも、その家庭も多様です。そうであるにもかかわらず、多様性を言う場合には、LGBTとか外国人など、ある種極端な例が出されて、それに該当しない者はみんな同じだよね、そう言わんばかりに思います。

実は、目の前にいる子供たちが勉強するということについても、体を動かすことについても、興味や関心の持ち具合についても、十分過ぎるほど多様なんです。身長も体重も性格も、あるいは生来の知的能力や身体能力にも大きな違いがあります。日本ではそれを年齢という区分けで、学年別に管理していますが、本当にそれだけでいいのでしょうか。

子供たちの学年という集団は、しよせん誕生日が近いというだけの共通項で集まった集団であり、それ以外はそれぞれ持っているものが違う児童生徒なんですね。その集団を必要に応じて相対的評価でグループに分け、それぞれに合った授業をするなどしなければ、先生方も子供たちも大変だろうと思います。泳げる子と泳げない子を一緒にはできませんよね。これは命に関わることですけどね。

また、あることができてこそ、次の課程に入ることが可能だということも多々あります。例えば小さな子で言えば、算数の九九なんかがそうです。これを覚えてない子に割り算をしろと言っても、できません。このような場合どうしているのでしょうか。

もし置いてきぼりになれば、その後の授業は無味乾燥で苦痛なだけになってしまいます。それでも日本の学校は、履修主義だと称して、授業に出ていればそれだけでオーケーなんです。わからなくても、苦痛に耐えて座っていれば、卒業できるということです。その延長線上にあるのが、校長先生のあの文章のように思えてなりません。

私の経験で言えば、幼稚園児の段階から子供たちには相当な差があります。学校で学べば、学べば学ぶだけ、差は開くでしょう。それは仕方がないんですが、ただ、後れた子は取り残され、理解がよくて先走れば、調和を乱すやつといって嫌われるんです。先生方も、差があり過ぎれば授業が大変です。これが義務教育の9年間も続くとすれば、少し気になりますよね。これらの現状は、仕方がないことなのでしょうか。それとも何か対策は講じてあるのでしょうか。そこをお尋ねします。

どの子にとっても有意義な9年間であってこそ、義務教育の責任が果たせると言えるのだと思います。対応が不十分な中で英語やコンピュータープログラムだとかが加われば、わかる子もわからない子も含めて、もう大変なことになるような気がします。理解力の差にいかに対応しているのか、PDCAサイクルなんていう言葉もありますが、そういうものも踏まえてどう対応できているのか、それとも実際は苦慮しているのか、その辺をお尋ねしてみたいと思います。

次、2番目です。広島県西部水道用水供給事業の話ですね。

大竹市は平成6年7月から、県西部用水から水の供給を受けています。もともと広島県は3つの水道事業を行っていました。1つ目が江の川と太田川からの水を、呉市や東広島市、そして、島嶼部に送るルート。2つ目が、沼田川からの水を、三原市、尾道市、福山市などに送るルート。そして、3つ目が、八幡川の水を、五日市町、廿日市市、宮島町に送るルートです。

それらにおくれて弥栄ダムができました。この水も誰かが買わなければ、借金が返せま

せん。山口県は、よくは知りませんが、柳井広域水道などが弥栄ダムの水を使っています。広島県では、大竹市が工業用水を請け負う代わりに、その水を売るためにもっと工場が必要だから、県に海を埋め立てて工業用地を造ってほしいと要請したとされています。大竹市は埋立て用の土を無償提供することになって、それを大願寺からにしようとか、阿多田島にしようかなどという文書を、平成2年にそんな記録があるのを見たことがあります。

この県用水も、その時期に、つまり県とさまざまな交渉の中で、大竹市が受け入れたということだと思います。そのときの大竹市の上水の需給バランスはどうだったのでしょうか。逼迫していたとは思えませんが、そこは総合判断だったということなのでしょうね。また、売り上げと費用のバランスはどうだったのでしょうか、そこも気になります。

廿日市市や東広島市は水源がないのですから、県と協力して安定的で合理的な水の供給を実現すればいいと思います。大竹市は独自の水源があるのですから、立場が違います。一緒になる必要は全くありません。非常にわかりやすい話です。

大竹市には、そもそも不必要な水だったとまで言う気はありませんが、総合判断ということもあり得ますからね。ただ、当時は多々事情があったとしても、それはもう30年も前のことです。この期に及んでまだ水を買いつけるということはありません。

それで、この契約ですが、買う水の量を減らすっていう話じゃなくて、そもそも一滴も要らないわけですから、このことは26年間の実績が証明しています。そもそも県の用水事業は、水源の乏しい自治体に水を供給することなんですよね。ところが、大竹市はもっと以前から、防鹿浄水場の前の小瀬川の底からの伏流水を水源にしています。大竹市には水利権があるんですよね。県は、直線距離で僅かその3キロ上流の弥栄ダムから取った水を、大竹市に売ってるんですよね。考えてみたら悪徳商法にも見えます。

それで県との契約ですが、やめるときの手順はどうなっているのでしょうか。また、継続する利点があるとすれば、私はないと思いますが、あるとすれば何でしょうか。それで市民を納得させる自信がある利点があれば教えてください。

以上です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 県の水道用水の課題につきましては、1,000億円以上もかかった弥栄ダム建設の要望以来、先人たちからずっとこの課題を引き継いでいるというふうに認識をしております。解決に向けて取り組み続ける必要があると考えております。御質問ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、義務教育における成績などの評価と活用に関する御質問につきましては、後ほど教育長が答弁をいたします。

2点目の、広島県水道用水供給事業からの受水に関する御質問についてです。

弥栄ダムの完成に際して、市は当初から、県からの受水を日量1万5,000立方メートルとする申し込みを、県企業局に対して行いました。平成2年3月に県企業局と本市の間で、広島西部地域水道用水供給事業の使用予定水量等に関する協定書を締結しましたが、その後の県企業局との協議により、平成5年2月に基本水量を日量7,000立方メートルとする

変更協定を締結し、平成6年4月から正式に受水を開始しました。なお、実際の使用水量は、基本水量の半分程度でございました。

平成6年頃の決算書を見ますと、議員のおっしゃるとおり、県からの受水使用が水道事業の経営に影響を与えていたと考えられます。その後、段階的に基本水量を減量し、現在の協定では令和4年度までの基本水量は、日量5,000立方メートルとなっておりますが、使用水量は基本水量に対し、約半分の2,400立方メートルとなっており、令和14年度には2,000立方メートル程度まで減少する見込みです。

現在、玖波地区の配水池への送水は、県の送水管を利用して行っており、市独自の送水管がないことから、当面は実際に必要となる水量まで基本水量を減らすための協議を行っていきたいと考えています。

令和5年4月からの水道料金の改定に向けた検討を、現在進めておりますが、県からの受水が料金値上げの一因にもなることを踏まえ、本年10月に県企業局に対し、基本水量を令和5年度から日量4,000立方メートル、令和8年度からは日量3,000立方メートルに減量してもらうよう申し出を行っております。

併せて県企業局に対しては、今後の基本水量の減量などに向けた協議に必要となるため、令和5年度以降の使用予定水量などに関する協定は、いつ、誰と、どういうスケジュールで締結することになるのか、スケジュールが不明の場合は、いつ頃スケジュール案が固まるのかを照会するとともに、経営状況の確認のため、県企業局が行っている3つの用水事業の決算時のバランスシートの提供を求めているところです。

令和2年6月に県が策定した広島県水道広域化推進方針においては、水需要の減少により、水道用水供給事業から、水道用水の供給を受けている市町のうち、自己水源に余裕がある市町は、水道用水供給事業への依存度が低下している。今後、水道用水供給事業のあり方を含め、市町と県との役割分担について、見直しが必要である。との記載があります。こうした県の方針も踏まえて協議を行っていきます。

なお、令和5年度からは、県の用水事業の事業体が、県企業局から広域水道の企業団に移行し、改めて本市と契約を締結することとなるため、基本水量の見直しについて協議すべきタイミングであると考えます。

本議会でいただいた御意見は、引き続き県企業局へ伝えていくとともに、協議の進捗状況を適宜本議会に報告していきたいと考えています。

以上、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、義務教育における成績などの評価と活用に関する御質問にお答えをいたします。

まず、議員が紹介された大竹高校便りの内容でございますが、議員がおっしゃるとおり、生徒に義務教育と高校教育の違いや厳しさを理解させるために、あえてそのような表現をされたものと理解をしております。

さて、児童生徒のテストなどの成績の把握や生かし方についてでございます。

小中学校においては、児童生徒の確かな学力を育むために、学習指導要領に示されてい

る育成すべき資質・能力や学習内容を踏まえ、各学年で各教科などの年間指導計画を作成し、その計画に基づき、日々の授業において学習指導を行っております。

指導後は、学習の定着状況を把握するためにテストなどを行い、個々の理解度やつまづきを把握いたします。そして、その結果を受けて、教師は自身の指導の改善に生かすとともに、児童生徒の課題となった部分については、再度全体指導をして学び直しをさせたり、学力に課題のある児童生徒には、さらに個別に指導をしたりして、学力補充をしています。

また、日々の授業においては誰もがわかりやすい授業となるよう、特別支援教育の視点を取り入れたり、ICTを活用したりするとともに、つまづきが予想される児童生徒に対する指導の手だてを具体的に考えるなど、さまざまな指導の工夫をしております。

このようなPDCAサイクルで教科指導を進めていくことで、全ての児童生徒が全ての課題をクリアして、次の段階に進むことが理想でございますが、議員が心配されておりますように、小中学校にはさまざまな実態の児童生徒がおり、学力には個人差がございますし、不登校の児童生徒もおります。

こうした状況の中で、小中学校では、課題を抱える児童生徒に寄り添い、進級や卒業に向けて少しでもその子の力を伸ばし、成長を促すことができるよう、日々取り組んでいるところでございます。

例えば課題を抱える児童生徒に、学級支援員が全体指導の中で支援をしたり、放課後に教員と一緒に宿題を見たり、不登校の生徒が校内で学習ができるように、スペシャルサポートルームを設置して支援を行ったり、習熟度別で指導をしたりするなど、さまざまな取り組みが各学校で行われております。

このような取り組みをした上で、児童生徒が、学校長がその学年の全課程を修了したことを認めることにより、進級や卒業をいたします。不登校の児童生徒には、その後の人生におけるマイナス面も考慮し、進級や卒業はさせますが、進級後もその子の実態に合わせた指導ができるよう配慮を続けていきます。

なお、成績の記録の保存期間についてですが、学校教育法施行規則上、指導要録の保存期間は学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録は5年間と定められておりますので、法令に基づき適正に管理をしているところでございます。引き続き、児童生徒ができた、わかったという喜びを感じながら、しっかりと力をつけていくことができるよう、学校教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。

義務教育の側から行きますね。

個人個人の子供に対しては、その子の状況を見ながら、先生方が可能な範囲で対応されていることはわかります。ただ、学校っていうのは子供の集団を相手にしたところですから、その集団が先生にとって扱いやすいほうが、そこにいる子供たちも先生も、やりやすいですね。

塾なんかはまさにそれを最先端でやっているわけですけども、それで、私の記憶でい

くと昔は、私よりもっと昔の人は甲乙丙だったのかもしれませんが、私が子供の頃は5段階評価でした。その頃は、クラスに例えば子供が100人いれば、上の10人が幾らか、割合は知りませんが、上の1割ぐらいが5で、下の1割ぐらいが1で、それであと2、3、4はどんなふうに割り振るっていう基準で、まさに相対評価ですよ。

そうすると、子供自身も自分の立ち位置がわかるんですけども、あるときから相対評価じゃなくて絶対評価だっという言い方になって、結局どうなのかなと思うんですけど、今は正直言って、小学校とかの成績を信用されなくなっている気がするんですよ。その証拠に、学校もすぐ民間の模擬試験を受けるじゃないですか。民間の模擬試験を受けるっていうことは、自分たちの判断に自信がないからですよ。

それで、身体的なことも成績的なこともそうですけれども、こうだって決めつけることが、何か悪いことみたいに思っている節がある気がしてならないんですけども、さっきの絶対評価、相対評価っていうのは、今、特に言葉としてあるのかどうか。要するに成績つけるときに、ちゃんとわかったら100点としますよね。そしたら何とか君は8割ぐらいわかってると判断するから、80点ですとかね。例えば5段階だったら4ですとか、それで子供たちがみんな頑張っていると思ったら、全員5ですよと、そういう評価が今、合っているのかどうかですよ。

やっぱりあれじゃないですか、もうどんな世界見ても、絶対っていうことはありませんから。やっぱり順位というか、スポーツであれ何であれ、やっぱり順番をつけてみるくらいしか、信用できる評価ってないんですよ。そこで、だからといって順位が低い人間に価値がないじゃなくて、じゃあ頑張ろうでいいわけですからね。そうしないと差が見えないというか、個人状況がわからないわけですよ。さっき私、LGBTって言いましたけど、LGBTはさておいて、子供全部違うわけですね。

昔、記憶に残っていることがあるんですけども、マツダがアメリカに工場をつくったことがあって、あのときに工場で働いている連中も異動になったわけですね、アメリカに。アメリカに行くなんて思ってもない方々がアメリカに転勤になって、子供たちが現地の学校に行くと。でも、心配したほどのことはなくて、ちゃんと対応してくれたっていう話を記憶してるんですが、アメリカなんて、もう多様な国ですから、もういろんな人がいて当たり前ですから、別に日本人が来たからといって、英語がわからんからといって、ああ、そんな子おるよねって多分受け入れるんだと思いますけれども、そういう子が今度下手に日本に帰ってくると、帰国子女ってレッテル貼られるんですよ。

日本っていうのは同じような、何も変わらないと思うんですけども、ちょっとした違いをすごくあげつらうとか気にして、私も含めてかもしれませんが、それで物事がおかしくなってしまう。それで、あっさりとわかってしまったほうがいいんだろうと思うんですけども、結局、最近私が調査したわけじゃないけども、今教育長がおっしゃったようなやり方で行くと、学年が上がれば上がるほど、中学校ぐらいになると、中学校は教科別ですから、小学校ほど間口は広くないですけども、やっぱり物がわかってる、もちろん物差しは1つじゃないですよ、こういう分野は強いけれどもこういう分野は駄目よねとか、また、逆の子もいるわけですけども、いろんな子供がいる中で、それをまとめて一人の

先生がその子たちを前にして一人で授業をするっていうのは、なかなか大変だろうと思いますし、もちろん加配とかいろんな人をつけて、個別に、そういうこともされているとは思いますが、一定の割合で。

でも、結局よく言われるのが、日本の学校って9年間、要するに学校に真面目に行けばいい。さっきの学校便りによれば、行かなくてもいい。もちろんあれですよ、不登校の子が留年したっていうケースはあります。ありますが、私も経験があるんですよ、そういう人を採用したことがあります。そのときの、たまたま担任の先生に会う機会があったんですけど、その人の場合は中学2年生で不登校になって、中学2年生をやり直したと。だから中学卒業するまでに4年かかったけど、それは本人の選択であって、そんなことしたくないって言えば、ちゃんと3年で卒業することは可能ですよと。

でも、義務教育って教育を施す場ですからね。やっぱりどっちが絶対にいいとか言う気はないですけども、やっぱり学力の保証っていうのは一定は要るだろうと思うんですけども、あまり学力を見ないようにしている、そんな気がしてなりません。

さっきの、私は質問のときには、例の成績のことを、5年間のことを言わなかったんですけども、これも私、採用のときに、中学校の成績証明を出せて昔、私はやってみました。あるときから来なくなりました。だから短大の2年生の場合は、5年遡ったら中学校がカバーできるんですけども、4年大学卒業生は、5年遡ったときも中学校は外れてるわけですね。でも、違う角度から成績証明出してくれって言ったら、出すんですよ。ある県立高校ですよ、それは私の体験談ですけども。

だから、あれも保存義務がないだけで、保存してはいけないとは書いてないですから、時と場合によって出すのかなと思いますが、どっちにしても今みたいに、結局成績っていうか、そこをあまりにも軽く見てるから、そんなものあってもしょうがないじゃんって、それもあって、5年でやめたのかなと思うんです。幼稚園の立場で言うと、さっきの20年保存の部分がありましたよね。あれと、成績って妙ですけども、そういう要素が幼稚園でもあるんですよ。昔は紙の裏表でした。裏表で、既製品がですよ。それで片方が5年で、片方が20年たったら、紙の裏表っていうわけにいかないですよ。そのときから別々になりましたけどね。

あえて5年に短くした理由がわからないんですけども、不登校の問題は不登校の問題で、問題は問題ですよ。でも、行かなくてもいいと言ってみたり、どこかの何とかスクールに行ったらいいようにするとか、結局形の上で問題解決させることに重点を置いて、もう少しその実態にもっと目を向けるとか、学校の先生方も、その集団をまとめているから、非常に効率が悪いわけです。

例えばこの前の決算特別委員会で、ALTっていう話が出ました。私も首を突っ込んでみたんですけども、ALTの先生っていうのは別に教員でも何でもなくて、あれは先生がいて、そこのアシスタントでいるわけですね。例えば勉強を教えることだけに特化したら、塾の先生なんて、そのことにおいてはやっぱりある種のスペシャリストですよ。学校の、例えばクラスを2つに分けて、塾の先生って多分昼は暇ですから、ああいう人をお願いして、ALTみたいに。それで2つの、中身を分けるわけですよ、あることが得意な

子とそうじゃない子に分けて、それぞれやってもらおうと。それで本来の先生は、その授業ぶりを見とけば、あっちの部屋行ったりこっちの部屋で見とけば、いいねとか、あの先生駄目じゃないですかとか、それでまたその先生の評価も関係してくると思いますが、せっかく授業をするんなら、もう少し中身を考えてみたら面白いことができないかなと。もちろんそんなことしたら、マスコミの、ある意味では餌食になるかもしれませんが、何かを変えないと、これ以上効率は上がらないような気がしましてね。

そのくせ片方では、さっき言いましたけど、プログラムとか英語とか、英語より先に、プログラムより先に、この子はこれが必要だというのがあるはずなんですよね。その子に何も英語やプログラムをやる必要はないわけですよ。これはある意味、校長先生、私も親しい校長先生いますから、校長になったら大変なんよって笑ってましたけど、そこの笑ってるじゃなくて、やっぱりそういうものを現場、やり方の中に生かしていかないと効率が上がらないような気がして、だから今ここであせえ、こうせえって私が言える立場にないし、単にこれは私の考えを述べてるだけなんですけれどもね。どこかで少しでも生かしてほしいと思うだけですけれどもね。

何かありましたらコメント下さい、お願いします。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） ありがとうございます。子供一人一人をしっかりと見て、子供をしっかりと育てていけよという、そういう応援をいただいたように、今話を聞かせていただきました。

私も学校とは、大竹市の子で言えば、やはり全ての子供がやはり学校に来たら賢くなって、そして、自信がつくところでなければいけないというふうに考えております。そのために、今いろいろ教育改革等も進めてますけれども、まずは子供の、本当に一番の原点に立ち返り、取り組みのほうを進めてまいらなくてはならないとも考えております。

子供たち一人一人の能力や適性、興味、関心に応じて、誰一人取り残すことがない。今の県のほうでは、個別最適な学びということで取り組みのほうが進んでますけれども、そのあたり非常に、本教育委員会のほうでも焦点づけて、取り組みを進めようとしております。これからしっかりとそのあたりを考えていきたいと思っております。

大竹市の将来をやはり担う子供に、しっかりと力をつけていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） 小学校に上がる前の子供ですよ、これはどこの幼稚園であれ保育所であれ同じだと思いますが、不思議なぐらい小学校入学する前の子供って、めちゃくちゃ夢を持ってるんですよ、ランドセル買うとか机を買うとか、おじいちゃんに買ってもらうとかさまざまありますけれども、めちゃくちゃ夢を持っています。その期待といいですか、それをできるだけ壊さないというか、応えるようにというか、それをやってほしいですよ。大竹市の宝というか日本の宝でもあるし、世界の宝でもありますよね。次世代ですからね、よろしく願いいたします。終わります。

それで、もう1つの広島西部地域水道用水供給事業の話を行います。

御答弁ありがとうございました。さっき、平成6年の決算書を見たというお話を市長、されましたけれども、実を言うと私もヒアリングの後に少し見てみました。それでいろいろ、どっちかというヒアリングの後に知ったことも結構あるんですけども、平成6年の途中から水を買ってますから、平成6年はちゃんぽんになってますよね。それで平成5年と平成7年を比べてみたんですが、平成5年の決算は1億2,300万円の黒字です、上水道事業がですね。それで平成7年は8,500万円の赤字になっているんですね。

この差額は2億800万円ですから、この平成5年度と平成7年度の決算を比べると、2億円を超える収支の悪化があったわけですね。そして、次の平成8年4月に水道料金値上げをされてます。だからやっぱり相当な負担だったんだと思います。それで平成5年と平成7年の売り上げ比べてみると、やっぱり人口減少なんですかね。若干、ほんの僅かですけども、収益というか売り上げは、若干減ってます。

それで、その中で原水及び浄水費っていう、水を手に入れる費用ですね。平成5年に7,400万円だったものが、平成7年には2億1,400万円になってますから、1億4,000万円ふえています。面白いのが、平成5年度は受取利息が3,000万円あったんですけども、平成7年度は700万円に減ってます。つまり、預金のごっそりなくなったっていうことですね。

これらが全部県用水が原因だと思いますが、水を使っている市民から見れば、これらのことは蚊帳の外なんですよ。結局、県と市の間でいろんな交渉とかやり取りがあって、例えば開発行為、あれですね、土地造成で赤字が出たら一般会計で埋めるのはけしからんっていうタイプの、そういう主張をする方もいます。でも、市民から見たら、一般会計であろうが土地造成特別会計であろうが、自分の懐には直接的には影響ないわけですよ。長い範囲で、いろんな兼ね合いの中でどこかで消化していくもんですからね。

ただ、この水道料金っていうのは、もろに、この県の水を買ったことによって大竹市の財政に影響があったかっていったら、ないわけですよ。大竹市の財政、スルーですから。それってどうなのかという気が、正直します。

悪く言えば、大竹市は県とのいろんな交渉の中で、大竹市民の財布を渡してしまったんですよ。大竹市の財政は何の影響もないけども、市民には即負担が乗かってしまう。それがいいとか悪いとか私は言いませんけれども、そうしてでもちゃんと交渉して、物事をまとめたかったんだと思いますから、もうこれは30年前の話ですから、それはそれで結構です。ただ、そろそろやめてもいいんじゃないかと、幾ら何でも。そういう話です。

そして、この県用水と大竹市の関係ばかりをここで教わるんですけども、実は大竹市には弥栄ダムがありますよね。安芸高田市には土師ダムがある。昨日、安芸高田市に電話してみました。そしたら、安芸高田市は江の川に対して、水利権も何もないと。それで土師ダムをつくる時にはお金を出してないということだと思いますが、土師ダムの水は今のところ、一切安芸高田市とは関係がない。でも、今度この県の企業団に加わることによって、水利権買うんですよって言われましたよ。水利権はお金を払って買うんだと。そして、県の水の供給を受ける。

調べてみると、安芸高田市なんてたくさんの町が合併してますから、浄水場が26ありま



した。そして、昔からある、ちまちましたやつがあって、もうなかなか人口が減ったりしてくると管理するのが大変だろうと思いますけれども、それで県の水を新たにもらうと。大竹市は、真っすぐ川から水を取ってますよね。安芸高田市は目の前に江の川があっても、水を取れないんですよ。その違いはまた後で言いますが、本当に水って面白いですね。

それでさらに安芸高田市の人が、三次市や庄原市のことを言うんですよ、電話でね。今度は、三次市にかけました。三次市って私から見たら、川だらけの町です。もう、いろんな複雑怪奇に川が走ってますけれども、私が三次市を前、あのあたりを歩いたことがあるんですけど、川のへりに何か水道施設がありましたよねって言ったら、私は今そこから電話してますって言ってましたけど、三次市も川から水を取る権利はないと。でも、参加するんだって言うわけですよ、企業団にね。

何かって言うと、まさか土師ダムから三次市まで送水管を引っ張るなんて非現実的だから、そんなことは考えてないけれども、運営が全体であれば合理化されて、結果的にプラスだという部分で、自分たちは水を買うわけじゃないけれども、企業団に加わりたいた。次に、庄原市に聞いたら、やっぱり庄原市も同じようなことを言ってました。

さまざまあって、考えてみたら世羅町まで入ってるんですからね。世羅町がどうするんと思いますけれども、やっぱり水道の現場の仕事を全県でやれば、そこで何かと合理化ができて、各自治体とすればメリットがあると考えているんだろうなという気がします。

大竹市は、そういう町とは全く違うんですよ。自分のところに川があって、そこに水利権があって、水を取ってやってるわけです。そこまで話をした後にはぱっとひらめいたことがあって、岩国市ですよ。岩国市は錦帯橋の上流に、もう大竹市は伏流水ですから見えにくいですが、岩国市はもう全く口を開けてますから、水がごうごう入ってますよね。それでふと考えて岩国市を調べたら、やっぱり岩国市の水道も昭和14年にできているんですね。それで錦見浄水場っていうのがありますけれども、あれが陸軍の燃料廠の水源地なんです。大竹市と一緒にですよ。

当時、軍って泣く子も黙る軍ですからね。だから軍がつくったから、水を、一級河川からもストレートに引っ張ってきたわけですね。大竹市も岩国市も一緒ですよ。それを戦後、岩国市も大竹市も軍の財産を引き継いだから、物すごく有利な状態で水が手に入っている。でも、ほかのまちはそうじゃなかったら、なかなか水って取れないんでしょうね。

だから三次市であれ安芸高田市であれ、目の前にでっかい川がありながら、そこから水を取ることはしてないですよ。面白いなと思いましたけど、それはそれとして、やっぱり大竹市は、大竹市に与えられた1つの条件ですから、それを上手に活かしてほしいと思います。

例えば、岩国市であるがゆえかどうかわかりませんが、岩国市は弥栄ダムができて、弥栄ダムっていうのは広島県と山口県が当事者でしょうね、つくったのは建設省ですけども。それで山口県と広島県が一定の水を請け負ったわけですね。でも、岩国市はその水くられて言ってますから、岩国市は水がたっぷりあるんですよ。それで和木町は岩国市から水を得ていると。それで岩国市をすっ飛ばして、柳井市ですよ。柳井広域水道とか

いこうに行つて、あのあたりいろいろな町が通つてますけれども、はっきり言つてべらぼうに高いです。

だから大竹市があつた水もらわなくて、それで、いや、あれは県で自由に使つてください、大竹市は足りてますって、もし当時言つたら、あつた水は廿日市市やら広島市佐伯区のほうに行くとか、それはそれで考えるんでしょうけれども、当時、それだけじゃなくて大竹市の場合いろいろありましたから、そのときのことは、まあいいかもしれない。

でも、水道事業者の責任がどつちにあるかと言つたら、私は、県だと思つてますよ。民間の会社でもそうですよね。貸したお金は返せつていうことです。出資したお金は、権利を売るのは自由ですけれども、返せつて言われたんじゃ出資になりませんからね。だから県の事業があつて、大竹市は水を買ひましようと言つたんであれば、すみませんけれども要らないんですけどつていうのは、一定期間過ぎたら、それは言えるはずなんですよね。

昔板紙とトラブルがありましたよね。あつたときも私ここで言ひましたけど、一旦買ひつて言つたんだから買ひつてくれつて言ひば、ある意味さういつた手前、水買ひましようつ。ただ、やめる自由がありますから、あそこは一定期間取つてやめましたよね。しかも取つたんじゃなくてお金払ひただけで、別に送水管がつながつてなくて、水は変わらず流れていたんだと思ひますが、そこまでよく知りませんけどね。実際につながつてはひませんよね。

大竹市も、やめるつていう行爲はないんでしょ。買ひなきやいいわけでしょ。ましてやここで企業団ができるときに、そこで決めてしまつと、あれ、昔のこと言ひんじゃなくて、いやいや、令和4年に大竹市さん、水が要るつて言つたじゃないですかつて、もう約束がリセットされて新しい契約になりますからね。

だからそのことつてすごく大事だと思ひんですが、少なくとも、さつき言ひましたけど、このお金は大竹市の財政調整基金に影響を与える話じゃなくて、市民の財布にストレートにつながつてますからね。ここは、例えば平成6年に水を取り始めたときとか、平成8年に値上げしたときに、議会在どんな反応したんかなつて、そこまで調べてませんけれども、やっぱり直接的に、要するに水道会計つて企業会計ですから、それで一般会計からお金入れ込んでいる町もないことはないんでしょけれども、基本的にそれはルール違反ですよね。

だからさう考えたら、継続つていう選択肢は私はないし、してほしくないなと思ひんですが、そのあたりはどうでしょう。

○議長（賀屋幸治） 上下水道局業務課長。

○上下水道局業務課長（小田明博） 日域議員の御質問にお答えいたします。

やめるという選択肢は当然、さういつた部分も全くないというわけではないのかもしれないけど、県企業局の立場からしたら、さういつた、現時点で今受水しとる団体がやめるという前提の手続とかさういつたものは、定めてないという認識です。

当然、新しい企業団に契約を変えるわけなんで、そのタイミングで今話をするべき時期ではあると思ひんですが、我々としてはまず現実的に引き続き、大竹市民の財布の負担の軽減に努めて協議を続けていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 日域議員。

○13番（日域 究） 今、当然言えることと言えないことがあると思いますし、今度審議会をつくれますよね、そういうのもあって、審議会が何をするのかとか、どういう役割を仰せつかるのかわかりませんが、審議会が審議する余地はちゃんと残しておかなくちゃいけないですから、先走って結論出してっていうのは失礼ですから。

それもあるし、あんまり全部やってくれてっていうのも、審議会の審議の委員の皆さんに荷が重過ぎるかなとも思いますし、そのところはあるんでしょうけれども、少なくとも県と市の関係において、大竹市として一定の資金負担をするのは、ありかと思えます。ありかと思えますが、それがよく見たらその大竹市をスルーして、全部利用者負担のほうに回っているっていうのを、やっぱりそれに気がつく、やっぱりあまり面白くないですよ。

市の財政で言えば、それこそいろんな出入りがあって、いろんなパターンのお金があって、その中で上手にやりくりして物事を進めていくっていうのは、1つのお仕事だと思います。だからこのストレートに行っている、過去のことを言えばたしか平成3年にあれしているのかな、それでだから平成5年には1億2,000万円の黒字って言えば、当時の売り上げが3億7,000万円ぐらいなんです。人口が多かったでしょうけれども、水は安かったでしょうからね。3億7,000万円ぐらいの売り上げの中で1億2,000万円黒字っていったら、もうけ過ぎやないかって言われかねませんが、ひょっとしたら平成3年に上げたときに、今度の平成6年から水を買うことが頭の隅にあってそういうことをしたのかもしれないし、それで実際に受水を始めたら赤字になりましたから、それで一気にお金がなくなったわけですよ。繰り越し黒字がぱっと消えましてね。それで慌てて平成8年4月にもう値上げしてますけれども。

でも、その経緯を今見て、やっぱり違うよねって。もちろん県との付き合いの中で、大竹市が別のお金を県に差し上げて、これで水は取らんけれども、このお金あげますっていうような、そんなことが可能なかどうか、私さっぱりわかりませんけれども。

ただ、例えば収納率じゃなくて、何とか率っていうのがありましたよね。要するに水道の利用者のお金でどこまで賄えているかっていうのだから、一部の町に行くと、それが7割ぐらい、多分残りの3割は一般会計から見てるっていう意味かなと思って私は、見てますけれども、だから一般会計で水道料金が下げてあるっていうのは、まだわかるんですよ。

違う要件で水道代が高くなっているっていうのは、これは私からみたらルール違反だと思いますし、それで水の安い町ってたくさんありますよね。数字は知りませんが、熊本県なんて阿蘇山の水かなんかあって、良質で安価な水が大量にあるっていう話は聞きますけれども。だからといって、安かったら安いままじゃないですか。

だから大竹市も、そういう恵まれた状況にあるなら、恵まれた状態のまま水道事業を、それが利用者にわかるような状態で運営してほしいなっていう、これは私の思いです。今からまだいろいろありますから、大変というか、今からまだまだ、今は何とも言えないところはあると思いますけどね。

そこまでわかってしまうと、大竹市っていうのはとにかく水を買っている自治体の中では、極端に特異ですよ。ほかのところは県の水が要るんですよ。だから企業団に加わることにメリットがあるんですよ。大竹市はほとんどないんです。そのところは、十分言わせてもらいましたから、それを踏まえた上で深く考えていただきたいなと思います。

何かありましたらお願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 上下水道局業務課長。

○上下水道局業務課長（小田明博） 何点か質問的なところもありましたので、お答えさせていただきます。

今度、上下水道料金の審議会を、今月中にまず1回目を開催しようかなというふうに計画しております。当然直近の9月議会でも6月議会でも、私どもの料金の改定の原因の1つとして、県用水事業の部分についてはありますよと、1つの原因ですよと。過去の決算書においても、具体的に申し上げますと平成8年度の決算書においても、受水費が経営に影響しているんだということを記載しております。

我々としましては、一番は安定した経営を続けていくっていうのが一番大事な話で、急激な値上げとかも、そこは避けたいと考えておりますので、市民の財布の負担を少しでも軽減できるように、これからも経営については努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 続きまして、8番、西村一啓議員。

○8番（西村一啓） 8番、清誠クラブの西村一啓です。発言の機会をいただきありがとうございます。

私は2つの質問をさせていただきます。

まず1つ目は、市内の中山間地域にありました市立小学校、市立中学校について、本市と教育委員会のお考えを、対応と今後の計画等もあれば、どういうふうに考えているかをお伺いいたします。

本市が取り組んでいる誰もが住みよいまちづくりの中で、市内のいづこにおいても生活する上でまず確認することは、住まいの周辺に保育園や小学校、中学校等の義務教育が受けられる施設があるか。これはもちろん住民である以上、当たり前之恩恵を受ける住環境が必要です。

今日、中山間地においては、既に川手地区の穂仁原小学校は取り壊されて、一部は国道186号線の道路に活用、中山間地域の栗谷中学校、松ヶ原小学校、阿多田小学校も既に廃校になっており、松ヶ原小学校は福祉施設として活用されています。栗谷小学校は、平成29年9月から地元住民や自治会役員、PTAの皆さんと学校の存続についての協議がされてまいりました結果、県内公立小学校では最も少人数の学校でしたが、平成30年11月29日に、父兄、地域住民、自治会の皆さんと協議した中で、休校、廃校についての反対も双方叫ばれる中で、休校と判断されて今日に至っております。

休校になった以上は、現在も学校として存続しているところでございますので、こういう状況の中、既におおむね3年が経過してまいりましたが、その後、地域住民と協議はされているものと思いますが、この点はいまだ、今後の利活用や地域の活性化に取り組むお

考えや活用方法が、地域住民にも、行政側からも見えてきておりません。

休校や廃校とはいえ、それなりの維持管理費や保安面はどの程度かかっているのか、さきの決算特別委員会でもあまり質問に取り上げられておりませんでした。結果はともかく、公共施設として維持管理や防災、保安上の費用等はかかるものと思われます。これらの点について、どのように取り組むのかお尋ねをいたします。

特に学校問題は、人口減少と少子化問題がこれまでにないスピードで進んできたことは、以前入山市長が平成18年の市長選挙選において、マニフェストの中で、山の学校、海の学校を政策の1つとして取り上げておられました。その当時と内容が、今日、中山間地域の学校や島嶼部の学校問題では、既に穂仁原小学校、栗谷中学校、松ヶ原小学校、阿多田小学校の4つの公立学校が、統廃合で廃校になっております。

これらの学校問題は、別の意味では地域の活性化につながる施設が必要と思われます。住みよいまちづくりにつながるものと考えられてきましたが、この点のお考えを今後どのように取り組む計画をされるのか、併せてお尋ねをいたします。

続きまして、2つ目の質問でございます。

さきの決算特別委員会で同僚委員が質問されました内容と同じことも、一部重複しているかもしれませんが、お許しをいただき、さらに今後の取り組み内容について、お考えをいま一度お尋ねいたします。

小方、御園の上にありますルネス学園跡地の活用については、さきの決算特別委員会で御答弁をいただきました。岩国大竹道路の整備計画の中で、市長をはじめ土木部署、職員の努力で進めてきていることはありがたいことですし、また、その努力に敬意を表すところでございます。

トンネルの部分が2,840メートルという長さで搬出される土砂についてでございます。大量の土砂置場として活用する契約を国と結び、これから貸し出すようにされると伺いました。

しかしながら貸し出す場所は、ルネス学園跡地として今後どのくらい貸出期間を設定しているのか、貸し出す使用料は年間幾ら契約するのか、土砂置場として安全策やその対策、維持管理費の面はどのくらい予定しているのか。また、既存の建物等は今後の活用あるいは取り壊し予定として考えているのか、土砂置場を使用する前に取り壊すのか、あるいは建物を貸すのか、何年先か返還期日かわからない建物を維持していくのが、本市として具体的な計画をしているのか、これからさらに今後の活用方法を考えているのかお伺いをいたします。

さらには、本日の朝刊に載っている件でございます。市長として来年6月に市長任期がやってまいります、その後を市長としてどのように考えているのか、その思いをここでお尋ねをいたします。

本市の現状は少子化、高齢化が進む中、都市計画街路の取り組みとこれら完成を間近に控えた大竹新駅改築工事と併せて、駅前のなりわいづくりやこれに伴う駅前中市立戸線の街路計画を引き続き取り組む考え、また、市民の要望によって大きな問題が二、三上げられております。

さきの議会でも、昨年の12月に新町雨水排水ポンプ場の問題等の陳情が出ております。これら山積している諸問題に対して、市長としてどのように考えて進めてまいるのか、併せてお尋ねをし、質問を終わりたいと思います。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 御質問のように、廃校となった学校施設は地域活性化につなげていく視点も重要と考えます。慎重に取り組んでまいりたいと思います。御質問ありがとうございます。

それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、旧栗谷中学校の跡地活用及び休校中の栗谷小学校のその後の状況についての御質問のうち、栗谷小学校に係るものについては、後ほど教育長が答弁いたします。

私からは、旧栗谷中学校の跡地活用などの取り組みについてお答えをいたします。

廃校となった学校施設やその跡地の活用については、これまでも地域の皆様と協議をし、地域の状況を見極めながら進めています。これまで廃校となった学校施設の活用について、幾つか簡単に御紹介いたします。

木野地区では、旧木野小学校が平成23年4月に閉校しました。跡地活用については、木野まちづくり委員会と協議し、平成26年3月に校舎跡地へ木野集会所を建設し、地域の文化・交流拠点として活用されています。また、体育館は集会所の講堂として、グラウンドもイベント時の駐車場などとして、地域で活用していただいています。

阿多田地区では、旧阿多田小学校が平成25年4月に閉校しました。跡地活用については、阿多田島離島振興協議会と協議し、体育館は地域で管理する避難所として、日常は住民のスポーツ・レクリエーション活動などに活用されています。また、校舎は平成26年に解体し、グラウンドとともに防災広場として利用しています。

松ヶ原地区では、旧松ヶ原小学校が平成20年4月に閉校しました。跡地活用として、当分の間は地域の行事などに活用していただいていたのですが、閉校してから約10年後の平成30年12月に、障害者の生活介護事業などを運営する社会福祉法人に無償貸与し、令和元年7月に事業所が開所されています。民間事業者の誘致による跡地活用により、地域にも新たな交流が生まれるなど、松ヶ原地区の活性化にも一役買っているようです。

穂仁原地区では、旧穂仁原小学校が平成25年4月に閉校しました。跡地活用については、当該地が国道186号改良工事業用地に当たることから、当該事業の進捗を見ながら、川手地区自治会連合会と代替施設についての協議を続け、校舎は市が投票所及び避難所として利用し、グラウンドは地域のイベント時の駐車場として活用するなどしてきました。しかしながら国道改良工事の進捗により、令和2年度にプールを解体し、校舎の解体も本年6月に着手しましたので、今後は、地域との協議を踏まえ、地域住民が集まり、地域の伝統行事であるひな流しにも対応できる広場や倉庫などを備えた交流施設を整備する予定です。

このように、跡地の活用については、必ず地域と協議し、地域の状況も加味しながら進めてきていますので、新たな活用までの経過は、地域の実情に応じてさまざまでございます。

さて、平成26年9月に閉校した旧栗谷中学校も、地域住民との協議の結果、施設を利用したいとの希望があり、現在、体育館は、ラージボール卓球などのスポーツ・レクリエーション活動に、グラウンドはイベント開催時の駐車場などとして活用されていると聞いていますので、すぐにほかの用途として活用する予定はありません。

しかしながら、平成29年3月に策定した大竹市公共施設等総合管理計画では、行政目的を廃止したいいわゆる普通財産は、売却処分など有効活用を図る方針としており、現在、関係部署において、仮に売却処分などを行う場合の課題の整理などを行っています。将来的に地域の活性化につながるような具体的な事案が出てきた場合には、地域住民の皆様と協議しながら進めていきたいと考えています。

なお、私が初めて市長選に出馬した際、栗谷に山の学校、阿多田に海の学校、木野に川の学校、市街地にまちの学校を設け、相互に教師同士で教育合宿を行うよう教育委員会に求めますと掲げた政策があります。以前もこの場でお答えしたことがあります。その考えは今も変わっていません。

全国的な少子化の流れもあり、栗谷、阿多田、木野地区の小学校は休校・廃校となっていますが、それぞれの地域の特徴を子供たちが理解し、市全体を理解してもらうために、教育委員会にはそれぞれの場所で合宿をしていただくなど、まずは教師の理解を深めていただきたいと考えております。それぞれの地域は、山・海・川の自然の豊かさ、厳しさをこれまでと変わらず育んでおり、それらを十分に体験できる場であると思っています。

次に、2点目のルネス学園跡地の活用についてです。

現在、一般国道2号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保を図るとともに、広島県と山口県との間で広域的な連携・交流を図ることを目的に、国において岩国大竹道路の早期完成に向け取り組んでいただいているところです。

工事については平成28年度から着手されており、令和4年度上半期頃から、御園台周辺の市道のきりかえ工事が予定されるなど、今後、岩国大竹道路事業により大量に発生する掘削残土の仮置き地の確保が必要となってきています。

こうした中、国としては事業により発生する掘削残土などの運搬により、周辺住宅地などへの工事車両の通行、粉じんなどによる影響を低減するため、事業地付近に残土の仮置き地を確保することが望ましいと考え、ルネス学園跡地を候補地としたものです。本市としましては、岩国大竹道路事業が円滑に行われるよう、ルネス学園跡地を掘削残土の仮置き場としてお貸しすることで、協力していきたいと考えています。

残土の仮置き場として活用される期間でございますが、国は令和4年1月から岩国大竹道路の供用開始までを希望しており、その方向で協議をしているところです。国とはルネス学園跡地約9,000平方メートルのうち、約7,000平方メートルを残土の仮置き場として有償貸与することで協議しており、土地の使用料は年額で約140万円が見込まれます。

次に、貸し付けに伴う安全対策についてですが、貸し付け時の条件として、土砂の流出、崩壊のないよう措置を行うこと。土砂の運搬中も含め、砂ぼこりを飛散させないよう十分に注意すること。土砂運搬により、道路及びその他構造物などを破損した場合は、速やかに復旧することなど、複数の条件を付すことで協議をしているところです。

貸し付け期間中における貸し付け地の維持管理についても、国においてこれらの貸し付け条件を踏まえ、環境、安全面に十分に配慮し、適切に維持管理されるものと考えています。

最後に、ルネス学園跡地に存在する校舎などの建物の取り扱いについてです。

ルネス学園跡地内には校舎などの建物が8棟あり、そのうち体育館と倉庫の2棟を除く6棟について、残土の仮置き場として支障がある場合には、国の費用負担において取り壊しを行うことで協議を進めているところでございます。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、西村議員の栗谷小学校の状況についての御質問にお答えをいたします。

栗谷小学校は、平成31年4月から休校となり、2年半が経過をしております。休校に至るまでには、地域の皆さんや保護者の皆さんから非常に多くの御意見をいただいております。そうした中でも、教育委員会として、次代を担う子供たちにとってどのような教育環境が適切なのかといった教育的観点を第一に考えて、休校という判断をいたしました。

当時の保護者の皆様からは、通学距離が長くなり子供の負担が大きく、また、安全に登校できるのか不安だといった御意見をいただいたこともあり、特に登下校の際の安全に関しては最善の注意を払い、スクールバスの運行委託事業者と協力して、安全な運行に努めているところです。引き続き、年に2回開催している保護者との意見交換会などを通じ、安心して登下校できる環境を整えていきたいと考えております。

現在、栗谷地区からは6名の児童が小方小学校へ通っております。今年入学した2名の1年生も、スクールバスでの通学にもすっかり慣れて、伸び伸びと学校生活を送っていると聞いております。栗谷小学校の休校当初は、多くの友達に囲まれた新しい学校生活に不安を感じる児童もいたようですが、2年半たった今はそのようなこともなく、クラスの友達とともに楽しく学習を進めているようです。

なお、栗谷小学校は、校舎内や校庭の環境を維持する費用など、必要な経費を予算計上し、管理をしております。小学校として管理する施設であるため、制約はありますが、休校となって以降、グラウンドゴルフや大竹高校の学校家庭クラブの活動の場として、また、一時期ではありましたが、移動販売の会場として利用されるなど、主に地域の皆様の関わる活動の場として、一時的な利用をされております。

地域住民との意見交換についてですが、栗谷小学校は再開の可能性を残した休校としており、休校して以降、意見交換の場は設けてはおりません。休校に至るまでの地域や保護者の皆さんへの説明の場や意見交換の場で、小学校をなくさないでほしい、栗谷中学校のように休校した後、数年で閉校にすることはやめてほしい、将来に再開できる希望を残すことを地域として考えていこうといった意見が出されたことも考慮し、教育委員会としては、今後の児童数の見込みなどを注視しながら、学校を再開することとなったときの準備として、今後も施設などの適切な維持管理を続けていくことに注力していきたいと考えております。



以上で、西村議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 西村議員から御質問がございました、来年6月の市長選挙に関しまして答弁をしておりませんので、改めて私の考えについてお答えをさせていただきます。

ここ数カ月間、果たして自分がこの職に挑戦してよいものかどうか、冷静にまた謙虚に、熟慮を重ねてまいりました。また、いろんな方に御意見をいただいてまいりました。心優しい方から、もう十分に働きました。どうかゆっくりお過ごしくださいというお言葉。また、まだまだ懸案事項を完成させていませんよ、まだ頑張って仕上げなさいなど、励ましのお言葉など、いろいろいただきました。

私は、他人の様子を伺いながら、誰もいないなら挑戦しようという考えは持ち合わせておりません。挑戦させていただく以上、市民の皆様のために働かせていただきたいという固い決意をもって挑戦させていただきたいというふうに思いました。

振り返ってみますと、平成18年6月に政治信念である信頼、そして、みんなで、を強調し、3つの大切として、市民の皆様を大切にいたします、大竹っ子を大切にいたします、先人の蓄積を大切にいたします、を基本姿勢に、そして、総合計画の尊重と行政改革の推進を政策展開の基本として位置づけ、そのことを約束させていただいて挑戦し、認めていただきました。

2期目以降も変わることなく、一貫して安定して運営できる行政の仕組みづくり、将来を担う人づくり、そして、よいまち大竹づくりの3つを政策展開の基本に位置づけ、市民の皆様、健康で幸せを感じながら充実した人生を歩んでいただくために、懸命に働いてまいりました。

市長の職に就かせていただいて以降、さまざまな課題にも挑戦し、解決をしてまいりました。第一に、行政運営の基盤となる財政改革でございます。

特別交付税の増額、基地再編交付金、都市計画税の導入、ふるさと納税などの安定した財政収入を確保することにより、市債残高を減少させ、基金を増額させることで安定した行政運営ができる自治体に立て直したと自負をいたしております。

また、当時本市の最大懸案事項でありました大願寺地区造成事業につきましては、学校及び住宅用地にすることを決断し、実現をさせました。現在、小方ヶ丘には小中一貫校の小方学園、給食センター、高齢者福祉施設などが立地し、市外からの転入者も含め多くの方が居住されており、大変魅力的な町となっています。

さらに、市民の45年来の夢でございました大竹駅周辺整備事業、自由通路、橋上駅化につきましても、事業はストップしておりましたが、何とか道筋をつけ、完成まで数年となっております。

そのほかにも南栄下白石線の解決、学校施設の建て替えによる教育環境の充実、公共交通、こいこいバスも運行を開始、晴海臨海公園、さかえ公園の整備、小方認定こども園をはじめとした子育て施設の整理、福祉施設の誘致、大竹会館の改築など、議員の皆様方の御意見の下、職員をはじめ多くの方々の御協力のおかげで、これまでの課題、宿題の多くを解決をさせていただきました。感謝申し上げます。ありがとうございます。

しかし、行政のこれからの課題を考えると、切りがないことにも気づかせていただきました。市民の皆様が安全で安心して、そして、健康に充実した人生を全うしていただきたい。そのためには、先ほど西村議員から御指摘のありましたルネス学園跡地や、中山間地域における小中学校跡地の利活用、都市計画街路の整備をはじめとして、そのほかにも小方地区のまちづくり、基地周辺交付金の創設、子育て環境充実のための公立保育所の再編整備、総合市民会館などの社会教育施設の改修、雨水内水浸水対策、地図混乱地域の解消、さらなる安全のための小瀬川整備、左岸、港湾道路の整備など、行政の課題は切りがなく存在をいたします。また、出現をし続けてまいります。

確かに解決までに多くの時間がかかります。しかし、財政のバランスをしっかりと保ちながら、優先順位を確認しつつ、確実に一步一步進めてまいりたいと思います。自分自身を見詰め直し、この任務を果たし得る体力、気力が十分にあると確信をいたしました。決意をいたしました。

市民の皆様が、安全で安心して健康に、我がまち大竹で笑顔で元気に、そして、輝くお一人お一人になっていただけますように、全身全霊をかけ、懸命に働かせていただきたく、挑戦をしてまいりたいと決意をいたしました。

今後とも議員の皆様方におかれましては、どうか御理解、御協力、そして、御支援を心からお願い申し上げまして、決意をここに示させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 一般質問の途中ではございますが、議事の都合により暫時休憩をいたします。なお、再開は13時20分を予定をいたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時15分 休憩

13時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（網谷芳孝） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、私、副議長において議事を運営いたします。

それでは8番、西村一啓議員の再質問からお願いします。

西村議員。

○8番（西村一啓） 先ほど入山市長から、熱意のある力強い意思を述べられたことにつきまして、ありがとうございました。

私は2つ質問をした中で、1つ、学校問題についてもう一度御質問をさせていただきます。

御承知のとおり、市内には山間地も、あるいは島嶼部も、また、平野部も含めてそれぞれ学校がありました。残念ながら、今は木野小学校、穂仁原小学校、栗谷小学校、松ヶ原小学校、阿多田小学校という5つの学校がなくなりつつあります。

ただ、市長の答弁にもありましたように、活性化といいますか利活用はそれぞれやっておりますが、栗谷小学校はあくまでも休校ですので、なかなか行政が手を出せんところが

あると思いますが、先ほど、私の質問の中にありましたように、地域と十分話し合いをされて、地域の活性のためにもう一度努力をお願いしたいと思います。

また、現在休校中の栗谷小学校は、大竹市の歴史の面から見ても、思いやりがある学校なんです。1878年、明治11年、維新後10年に既に開校して以来、今日までの間に、1944年の昭和19年には229名の最高時の児童数を誇り、戦後から平成の時代に移り、平成31年3月21日、開校以来卒業生合計1,775名を送り出した地域の学校が、地域住民に惜しまれて、平成31年3月31日をもって休校となり、現在に至っております。

このような地域における歴史的な事実として143年の歴史が刻まれております学校を休校のまま地域に埋めることは、卒業生にとっても地域にとっても、地域によりよい方法と、地域と行政とで考えていく必要があるのではないかと思います。引き続き、こういう状況の中の学校運営、大変難しく、少子高齢化の中で子供を集めるということは大変難しいのはわかりますが、ぜひ教育長をはじめ、教育関係者の方に御助力をお願いしたいと思います。

続いて、ルネス学園跡地の活用について、先ほど質問をいろいろ繰り返して答弁を聞き出したいと思ったんですが、市長のほうから先にいろいろもう数字を上げられましたので、あえてここではもう質問はいたしません。ただ2,840メートルですか、そのトンネルの大竹側だけでも莫大な土砂が出てくるわけなんです。それをルネス学園跡地に置くということが、今後地域住民にも十分に説明をされ、安全対策はもちろんのこと、粉じんとかそういうダンプカーの出入りとか、そういう環境のことも含めて利用するように御指導、あるいは契約の中身を濃くしてほしいと思います。

道路ができることによって非常に喜ぶんですが、反面、騒音とかそういう問題も発生してきます。その点を、建設部の関係者の皆さんも含めて御検討いただいて、よりよい利活用にすることをお願いをいたします。

終わりに、職員の努力もあってこそ、市長が5期目の立候補を表明されたわけでございます。職員、市長をはじめ一丸となって、我々また我々の子供、孫、子孫が安心できる大竹市にあることを願って、以上で質問を終わります。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○副議長（網谷芳孝） 答弁はよろしいですね。

続きまして、6番、小田上尚典議員。

○6番（小田上尚典） よろしく願いします。6番、清誠クラブの小田上です。

本日は、時代に沿った防災への意識や、万が一の備えの一助となればと思い、一般質問させていただきます。

先ほど先輩議員の質疑の中で、入山市長、5期目を表明されました。今から一般質問することも、これから非常に重要じゃないかなと思うことですので、若い世代、子育て世代に向けたところもしっかり考えていただきたいなと思います。

それでは、通告どおり質問させていただきます。まずはコロナ禍を経験したことによる避難所運営の変化です。

内閣府が今年6月、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガ

イドラインの第3版を公表しました。それに合わせて避難所開設、運営訓練の事例も発表されて、その中ではコロナ禍での避難所運営の難しさが非常によくわかります。

大竹市においても、コロナ禍で全員避難とされる警戒レベル4が発令されたこともあります。幸いなことに甚大な被害というものは発生していませんが、個人レベルまで見渡すと、大雨の際には冠水や浸水の被害が出ているのは事実です。このような不安な状況に直面したときに、少しでも安心できる方法、身を守る方法が避難です。

しかし、これまでの避難所の様子を想像してみてください。多くの人が想像するのは、学校の体育館や公民館などに大勢人がいる風景ではないでしょうか。そんな中では、この御時世、避難所に行くのは別の意味で怖いとなっていないでしょうか。

昨年中は新型コロナウイルス関連の補正予算も多くあり、避難所などで利用する資材も購入していたと記憶しています。このようなことを踏まえて、避難所運営はどのように変化しましたか。

そして、避難すべき人が安心して避難できるように、情報提供や新型コロナウイルス対策を講じていることを市民に向けてPRされていますか。

2点目は、防災行政無線をはじめとする情報伝達方法です。防災行政無線は、2カ年計画で18カ所のスピーカーが改修され、以前にラップ型から遠くまでしっかりと届く箱型のスピーカーに変更されました。現時点で改修の効果はどのように検証されていますか。

そして、この防災行政無線だけでは、情報伝達の全てを賄えないことは織り込まれているはずですが、強制的に知らせることができる反面、詳細に聞き取れないことも多々あります。このような場合は、複数の情報伝達の組み合わせが必要だと思いますが、3年前一般質問させていただいたときと比べて、市が取り組む伝達方法はふえていないように思います。

テレホンサービス、ホームページ、防災メール。特に防災メールは、何か放送が流れたとき、ほぼ同じタイミングでメールが届きます。しかし、実際に登録作業を何件も行う中で、どうしても登録のときの空メールが返ってこないとか、そういう場合があって、登録できないことに遭遇しました。

経験ですが、勝手に迷惑メールフォルダに入っていたということもあり、メールというのは以前と比べて、コミュニケーションツールというよりもビジネスツールとしての機能しか果たさなくなっているのではないかなと感じています。

そのような中で、近隣市町でも活用が進んでいるのは、LINEを利用した情報発信です。今さら目新しくもないですが、LINEです。本日は、防災の面からだけですが、このLINEは日頃から市民と行政がつながるきっかけを持てる最良の手段だと思います。

以前からLINEは、防災などの行政サービスに注力しており、地方公共団体プランで公式アカウント、プレミアムIDの利用料金免除などを行っており、導入のハードルは以前より下がっているのではないのでしょうか。もちろん使いやすくする外部システムを利用する際には費用は発生してしまいますが、ウェブ版のハザードマップや避難所情報がわかるVACANに誘導することも容易です。本市でも、この活用方法はすぐにできるのではないかと思います。LINEの検討、どうされるのか、御答弁お願いします。

そして、最後に、令和2年1月30日に臨時災害放送局の試験を、大竹市と中国総合通信局が、大竹市役所で行いました。災害時に市が開局することができるFMラジオ放送局、災害FMとも言われているこの仕組みを利用した試験では、どのようなデータが得られ、検証されていますか。長期化する避難生活に、この情報伝達手段は非常に有効であると考えますが、お考えを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁よろしく申し上げます。

○副議長（網谷芳孝） 市長。

○市長（入山欣郎） 万一で起こります災害、また、予測のつかない新型コロナウイルス感染症、100%大丈夫という対策は難しいと考えております。ただ、避難行動、避難するという行動は、全てが避難所に行くことではないということ、これを市民の皆さん方にも周知し、どういう避難が適切かということをも市民の皆様方に考えていただくことも大切だと考えております。同時に、正しい情報を正しく市民の皆様にお伝えしていくこと、このことの大切さ、同じように感じております。御提案いただいたの御質問、ありがとうございます。

小田上議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のコロナ禍を経験したことによる避難場所運営の変化についてでございます。

新型コロナウイルスの感染が拡大した昨年度以降、台風や豪雨などのため、何度も避難場所を開設していますが、従来と同じような運営では感染拡大を招く懸念もあることから、感染拡大防止に向けた対策を講じてきました。

例えば避難場所の入り口では、非接触型の体温計による検温を行い、手指消毒用のアルコールやジェルを備えています。また、避難者が滞在する場所には、濃厚接触を避けるための段ボール製の間仕切りを用意しています。

もし発熱などの症状がある方が避難してきた場合は、別室に案内し対応していますが、物理的に部屋を分けることができないような小さな避難場所では、2人が入れる程度の簡易テントを用意し、対応しています。

こうした避難場所での3密回避を行っているため、避難者がふえた場合、第1次避難場所での受け入れが困難になることも想定されることから、速やかに第2次避難場所が開設できるよう、支部員の配置を行っています。

本年8月中旬をピークに、県内の新型コロナウイルス感染者数は減少傾向が続き、11月以降、新規感染者は連日一桁台が続いており、本市においても10月31日以降、新規感染者は確認されていません。しかしながら全国的には、2回の予防接種後に感染した事例や、ウイルスの変異なども見られるため、今後も状況を注視しながら、避難場所における感染拡大防止対策を徹底していきたいと考えております。

なお、避難場所に関する情報発信ですが、本年6月に緊急避難場所、指定避難所一覧を全戸配布いたしました。また、今年度から、県と株式会社バカンの協定により、避難場所の位置や開設状況、混雑情報などを市ホームページ上で公開し、パソコンやスマートフォンなどで確認できるようにしていますが、避難場所における感染拡大防止策の具体的な内

容については、現時点では掲載していません。今後、どのような情報を発信すれば、感染の不安を感じることなく避難できるかを検討していきたいと思います。

次に、2点目の防災行政無線放送用スピーカーの改修の効果や、臨時災害放送局の試験放送の検証についてです。

令和元年度から令和2年度にかけて、市内20カ所の防災行政無線放送用スピーカーの更新を行いました。各年度とも工事完了後、音が届くと想定される区域をもとに設定した調査地点において、音が聞き取りやすくなったことを確認いたしました。しかしながら、豪雨や台風の際には放送内容を聞き取ることができないことが想定されることから、防災メールやテレホンサービスにより、放送内容を補完的に発信しています。

防災メールの登録者数は本年11月末現在、約3,900人で、前年同月比で1割程度の増加にとどまっています。市民が防災情報を取得する手段として、防災メールは有効な手段ですので、今後も根気強く登録を呼びかけていきます。

防災メールの登録が難しい方にはテレホンサービスの利用を勧めており、個々の特性に合わせた方法で主体的に防災情報を取得できるよう、啓発していきたいと思います。

それ以外の防災情報の取得手段としては、本市から広島県防災情報システムに入力した避難情報が、テレビのデータ放送で閲覧できるようになっています。これは災害発生時に地方公共団体が放送局、アプリ事業者などの多様なメディアを通じて、地域住民に対して必要な情報を迅速かつ効率的に発信することができるLアラートという災害情報共有システムを活用したものです。さらに、LINEなどのSNSを活用した防災情報の発信も今後の検討課題と考え、現在、他市町の運用状況などを研究しているところです。

なお、3年前に議員から御提案いただいた臨時災害放送局ですが、昨年1月に国の協力を得て、放送・受信テストを実施しました。この調査は決められた時間内に、市役所屋上から放送局用機器を用いて、試験電波を送信し、市内32地点においてFMラジオで受信確認を行い、受信状況を5段階で評価したものです。

結論といたしましては、停電はしていないが、防災無線放送やメールなどの通信手段が使えないという限定的な状況下では、非常に有効な情報発信手段となり得ますが、国が所有している貸出用放送局機器の数に限りがあり、災害時に本市に使用が担保できないこと、電波強化、広域発信のための中継局の設置が必要となることのほか、ラジオの配布や使用する周波数の周知などの課題があることがわかったため、積極的な使用は見込めず、他の設備の充実や、通信手段の確保に努めるべきと考えています。

しかしながら、さきに申し上げましたような限定的な状況が生じることも想定されますので、情報発信手段を補完するものの1つとして活用できるよう、今後も国と連携していきたいと考えています。

以上で、小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。

まずは避難所運営のほうから質問していけたらと思うんですけど、いろいろ対策されているとは思いますが、対策されている中で、コロナ禍を経験して、警戒レベル4、何度か

出たと思います。その間にこの警戒レベル4になりましたとか、レベル表記になりましたとかいろいろ変わったりして、市民の方もよくわからなくなっているところもあるかと思うんですが、じゃあコロナ禍の前とコロナ禍の中で、こういう避難指示とか言われてたものが出たときって、変化があったのかなっていうところが気になります。避難された方の人数ですね、時と場合によって違うんでしょうけど。

あとはその避難所運営、もちろん変化があったということで、いろいろテントがあったりパーティションがあったりということですけど、3密を回避して、しかも新型コロナウイルスの感染対策でいくと、寝る場所の高さを稼がないといけないというところがすごく言われてて、段ボールベッドが有効だよとか、高さを稼ぐ手段が言われていると思います。

実際そういう設置をして、先ほど言われたテントだったり別室だったりとかっていうところ、事例集を見ると、もうマニュアル、誰がやるかしっかり役割分担してないと、混乱して難しいっていうところもあったようです。そのあたり整備しているとか、どういう状況かっていうのを教えていただけますか。

○副議長（網谷芳孝） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） ただいまの御質問にお答えします。

まず、レベル4の避難指示等発令された場合の、避難した人数の比較ということですが、コロナ禍が起きる前、令和元年、こちら集計をレベル4だけでなく、従前は避難準備と言っておりましたレベル3、現在、今年の5月20日以降は、高齢者等避難という表記に変わっていますが、レベル3とレベル4、従前は避難勧告と避難指示に分かれておりましたが、今年5月20日から避難指示に一本化されたものです。

この2つを合わせたものの集計ではございますけれども、令和元年度、避難者数45世帯の62人で、コロナ禍が起きた後の令和2年度ですが、102世帯の173名で、令和3年度ですが、30世帯の47人でございます。

質問の中にもございましたように、避難者数をさまざまな角度で比較しましたが、災害の規模、それから発令するエリアなどの条件が異なりますので、単純にコロナ禍前後で比較ということではできませんでした。

また、市では内閣府が指導しております4つの避難方法を、市広報やチラシ、それから市ホームページなどで市民に周知しているところですが、指定避難所への避難はそのうちの1つであり、なるべく安全な親戚、知人宅への立ち退き避難や安全なホテル、旅館等への立ち退き避難、また、建物の高さなど条件を満たす場合は、屋内安全確保というものを推奨しております。そのため、全ての避難者が避難場所に来るというわけではなく、コロナ禍における避難者数の変化というのを単純に比較するというのは、困難ではないかと考えております。

それから2点目の、避難所の件でございますけれども、まず、確かに就寝の際の高さを稼ぐ、飛沫感染防止という点から重要なことございまして、備蓄といたしまして、避難所における段ボールベッド、こちら36個とエアベッド、空気を入れて使うタイプのものです。こちら168個備蓄しておりますけれども、段ボールベッドにつきましては、保管場所の確保であったり耐用年数の短さ、それからコストの高さ、それから組み立てが意外に難

しいといった問題から、積極的な備蓄は行っていないところです。

そのかわりに市の要請によりまして、段ボールベッドでありますとか間仕切り、段ボールパーティションですね、こういったものを優先的に調達できる協定を、現在、2業者と締結しております。今後も締結先をふやしていく方向で検討しております。

また、各種ホームセンターさんとも協定を結んでおりますため、簡易ベッドのほか、マットでありますとか、あと毛布とかテントですね、先ほど答弁の中にもございましたような、こういった簡易テントなどの手配も可能となっております。

それから長期の避難所生活が必要となるような大規模災害時には、被災後3日以内に国や県から資機材などの支援が見込まれるということも含めて、総合的な対策を取るよう努めておるところです。

そのさま変わりした避難所の運営ということでございますが、昨年の6月、災害対策本部設置の際に、避難場所の運営に当たります各支部及び災害対策本部の文教部の社会教育施設班、それから同じく健康福祉部の医療班の職員を対象といたしまして、避難場所における新型コロナウイルス対策の研修、実習、こちらを2日間にわたり、合計4回実施しております。

運営のマニュアルという形の整備ではないですけれども、来年には完成させたいと考えておるところで、この研修で用いました資料がマニュアルにかわるものとして活用できるのではないかと考えておるところです。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。情報量が多くてびっくりしました。

運営マニュアルは、実際に訓練に基づいて、研修に基づいて整備されていくところですね。ありがとうございます。

避難者、聞いて、そうですね、時と場合によってということだと思います。ただ、1回目市長の答弁にございました、どういう新型コロナウイルス対策してるよっていうのが、議員も、こういうものを買ったよねっていう記憶はあります。聞かれば、こういうの買っているから大丈夫だよって言えたりはするんですけども、市ホームページに載っているのと載ってないのじゃ、全く違うかなと思います。安心できる要素っていうのが、日頃からそういう準備をされているところだけでもまず安心できるのかなと思いますんで、ぜひそこは、もうまず市ホームページに載せるところからかなと思います。

先ほどありました、3密の回避でいろんな避難の方法があるよという話でしたけど、じゃあ避難所に来た方には、こういう状況になってますよっていう情報提供ができるかもしれないですけど、ほかの自主避難されている方とかにどういう情報提供をしていったらいいのかなっていうところ、疑問が浮かぶんですけど、ただ、どんな避難をしたらいいかっていう、明確に市町によったら順位づけをしているところもあるんですね。

一番最初は在宅避難、2番目は親戚・知人の家に避難と。3番目は車中泊、4番目に避難所へ避難とか、すごくわかりやすく書いているんですけど、自身で方法を考えてくださってと言われるだけだと、非常に市民の方、混乱すると思うんですけど、何か指針になる



ものとかっていうのはあったりしますかね。

○副議長（網谷芳孝） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 指針ということでございますけれども、避難の順位づけですね。懸念されます災害の種類と、市民の皆様それぞれのお住まいの場所によって、望ましい避難行動というのも変わってくるんじゃないかと考えられます。したがって、避難の順位づけというのも個々の状況によって異なってくるだろうと考えております。

基本的には、お住まいの場所からの立ち退き避難、これが一番となりますが、その避難先として市が開設する避難場所だけでなく、先ほども申し上げたような知人・親戚宅、あるいはホテル、旅館というような推奨もしているところなんですけれども、在宅避難は、屋内安全確保とも言いますが、文字どおり家にいて難を避けるという行動ではあり、最も実行しやすい避難行動とは言えます。ただ、土砂災害とか洪水などでは、お住まいの場所によってはこの方法が危険になるということもございますので、注意が必要になります。

御紹介もありましたような車中泊ですね、これもどのタイミングで、どのルートを通してどこに避難するかっていうところ、こちら、それから避難した先での水や食糧の確保は大丈夫なのかとか、トイレの使用はどうかといったところを十分に確認した上で行う必要がございます。

そのようないろんな課題があって、自身で考えるのはどうなのかという御質問だったかと思うんですけれども、参考といたしまして、広島県では自らや家族の取るべき行動について、いつ、誰が、何をするのか、避難のタイミングをどうするのかといったようなことをあらかじめ決めて、時系列に整理しておくことによって、いざというときに慌てず避難行動に移せるということを目指しまして、マイ・タイムラインというものの作成を進めております。本市におきましても、機会を捉えて作成の講習など実施しております。

今後も避難についての基本的な考え方を理解いただくことと、お住まいの場所の危険ですね。どういったリスクがあるのかということを知り、災害の状況に応じてどのような避難行動を取ることが望ましいか、平時から考えて実行できることを目指した啓発を、ホームページとかさまざまなメディアがあるかと思いますが、今後進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。

じゃあ、それも踏まえつつ2問目のほうに行こうと思います。

もう場所によって個々の状況が違うってところ、防災行政無線も場所によって聞こえ方が全く違いますね。僕の家があるところは本当に近いので、鳴る時間帯に電話とかしていると、外に遊びに出てるのかと言われてたりするんですけど、家の中でこの音量ですと。ただ、少し路地に入ると聞こえないって言われる方が出てくるというように、やっぱりスピーカーってというのは難しいのかなと思います。

改修されましたけど、今後ほかのところは改修されますか。そこを教えてください。

○副議長（網谷芳孝） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 改修が、令和元年度から令和2年度にかけての2年間で、結果的に計20カ所の更新をしております。このたびの更新計画につきましてですが、防災上の重要な拠点と、明らかに聞こえに不足のありました子局で更新を完了しておりますので、令和2年度で一応終了したものとして考えておるところでございます。

なお、どうしても経年劣化とかございますので、今後は老朽化や故障などに対しては修繕や交換、あるいは調整ということも必要になろうかと思いますが、そういった形での対応を考えているところです。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。

メールとこの防災行政無線っていうのが、まずセットなのかなと思います。ただ、先ほどメールの人数教えてくださいました、3,900人。3年前一般質問したときは多分2,700人とかだったと思います。そう考えるとふえてるんですけど、実際に、じゃあ何人の人が見てるのかっていうと、わかりにくいところがあるのかなと思います。

避難所の情報で車中泊とかいろいろ、どうしたらいいですかと聞いたときに、いつ、誰が、何をするのかっていうのは決めておいてほしいんですが、なかなか大竹市っていうのは災害の少ない町という認識があって、もう市長も事あるごとに言われるように、先輩たち、先人たちのおかげで安心な町ができていると。そうすると、日頃から考えようっていう気に、なかなかならないのも事実だと思います。

場所によって個々の状況を判断して、場所ですよ、それで平時からつながれてっていうことを考えたら、LINEってすごく便利なんじゃないかなと思うんですけど、ほかの市町、結構LINE活用しているところ、多いですね。ハザードマップ、大竹市もウェブ版に変わりましたよね。ほかの市町でもLINEからウェブ版のハザードマップを表示したり、できるようになっていたりします。

先ほど紹介ありました、どこの避難所が開いているとか、何人ぐらいいるのかっていうのが、VACANでわかるんですよ。それもLINE上で表示できるように、誘導できるようにしてあげれば、VACANっていう言葉は多分覚えてらんないと思うんですね。LINEを見ればわかるぐらいの感覚で、すつと行けるんじゃないかと思います。

LINE使っているいろいろやろうっていうのは、大竹市の中の自治会クラスでもいろいろ広がっていると聞きます。防災の点でもほかの行事の点でも、LINEでやり取りしているいろいろ進めていこうっていうふうになって、結構活用が見えているんですけど、大竹市はLINEの活用はどうされるんですか。

○副議長（網谷芳孝） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） ありがとうございます。LINEを使った防災情報の提供ということでございますが、市長答弁にもありましたように、現在、他市町の状況を研究中ということで、LINEだけでなくツイッターだとかフェイスブックだとか、同時に情報発信しているケース、メールと併用しても多々見られます。LINEだけというところも

ございますが、ただ、実際発信する際に、放送を吹き込む人、それからメールの内容を入力する人と分業してやっておりますが、切迫した状況の中で限られた人数であるというところで、メールの発信とLINE、これ先ほど議員の質問の中にもありましたけど、同時にできる仕組みづくりということも考えると、いろいろコストもかかってくるころではあります。

LINEにつきましては、LINEというかSNSを使いました情報発信につきましては、現時点ではまだ研究段階ということで、はっきりした方針のことを申し上げられないんですけども、まず、市ホームページのほう、こちらを改善することで、先ほども言われましたVACANの情報でありますとか、ハザードマップの状況、こういったものがまとめて見られるような改善を優先してやるべきではないかと、今の時点では考えているころです。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） 市長の1回目の答弁だったら、何か前向きな感じなのかなと思って、2回目今聞いたら、検討と研究の違いがいまだにあれなんですけど、前向きなのか後ろ向きなのか、後で答弁してください。

それで避難所生活が長期化した場合っていうところ、触れられました。3日以内に物資が届く調整もしてるとかいろいろありましたけど、配付させてもらっている資料、これは何のことかわからないと思うんですが、これ、臨時災害放送局の試験をされたときに出ました。市役所の屋上にアンテナ1本立てて、機械もそんなに面積取らない、本当に今僕らが使ってる机があれば放送できるぐらいの機械でやりました。

アンテナ1本立ててこれだけの距離、5段階評価で1とかっていうのが全く入らないっていう状態なんだろうと思います、5段階評価なので。なので、恐らく使用に耐えるのは3とかなんだろうと思うんですけど、そう見ると結構広範囲で聞こえているんじゃないかなとは思いますが。

皆さん結構ラジオを持たれてないとかって言われるんですけど、大竹市、車いっぱいあるんで、車には基本的にはラジオついているというところで、実は皆さんラジオ持ってたりするんじゃないかなと思います。

避難生活長期化したときに、車中泊とか、避難所にいない人にどうやって届けるのかっていうところですよ。普通に避難所に避難したら、掲示板に掲示を出します、それを見てくださいで済むのかもしれないんですけど、もう本当に、想像するのは大きい災害ですけど、そういうときに情報伝達って、今のままで十分できるのかっていうところ。

あとは車中泊とかできる、車で避難できるような場所っていうのが、何かハザードマップ見てもよくわからないですよ。車中泊で避難してもいい駐車場ってあるんだろうか、ないんだろうか、そういうあたりの情報がどこかに出てたりしますか。

○副議長（網谷芳孝） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 何点かあったかと思えます。

まず、SNS活用に向けての前向きなのか後ろ向きなのかというところでございますけ

れども、どちらかという前向きには考えておるんですが、コストの面でありますとか、先ほど申し上げたような即時性を持った運用ができるかどうかというところが非常に難しい部分ではないかと考えておりますので、研究をこれからしていくべきものと考えています。

それからFMの件でございます。災害時FMの件でございますけれども、確かに市長答弁の中にもありましたような、電源は確保しているけれども通信が確保できないという状況の中では、非常に有効な手段になるんじゃないかと思っています。

今回、資料を出されましたコンター図ですね、青い線と赤い線が書いてあって、それぞれ5段階評価が書いてありますが、やはりおっしゃいますように、5というのは極めて良好なんですけれども、4が雑音等入りますけれどもおおむね良好、3が多少雑音・混信あるけど実用可能で、2が、受信はできているけど少し実用にならないということで、お見込みのとおりでございますけれども、というところで考えますと、いわゆる家の中では入りにくいところがあったりする。

同じ入りやすいと思われる場所でも、ビル陰、建物の陰であったり山の陰になると極端に受信状況が悪くなるということも、資料から見て取れるんじゃないかと思います。玖波地区のあたりを見ていただければわかると思いますが。

そして、やはりこういったものを補強する上で、答弁の中にもありましたような中継局の設置というのは必須になるのではないかと。そういったものの設置ということは、やはりこれは借りるわけにはいきませんので、常時備えていく必要があるのかなという、そこまで細かく検討はまだできていないんですが、そうはいいながら限定的な状況が起きた際には、中国総合通信局を通じまして、まず、使うかどうかという意思決定から申請、それから運用開始という手順、こちら確認しておきたいとは考えておるところです。

それから車中泊に関する情報でございますが、現在、確かにおっしゃるように、お配りしております一覧、全戸配布している一覧であっても、ホームページの中にも、ここで車中泊ができますという情報は公開できておりません。

実際には、先ほど申し上げましたように、車による避難が危険になるということもあるので、どういう状況ならどの施設が車中泊による避難が考えられますよというようなことを、誤解のないように周知するために、表現は慎重に行う必要があるんじゃないかと考えたところでございます。内容や公開方法につきましては、先ほど申し上げたように、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

それで実際に、大規模災害の際に使える避難所としては、近いんですけれども、コメリさんの駐車場ですね。こちらが、市が要請した際には店舗の駐車場を緊急物資供給拠点として使うことが可能なんですけど、一時的な避難場所としても使用が可能というような内容の締結をしておるところです。ただ、これまで幸いにして大きな災害が発生したことがございませんので、開設の要請というのはしたことがございません。

通常の大雨とか台風のときでも、避難しやすい車中泊可能な場所の確保についても、今後、さまざまのところと協議などについて検討していく必要があるんじゃないかとは考えております。

以上です。

○副議長（網谷芳孝） 小田上議員、これ最後ですから。

小田上議員。

○6番（小田上尚典） そうですね、考えてくださいって市民の方に言うのは、おっしゃるとおりだと思うんですね。いろんな方法があって、その中から取捨選択していただくというのは、すごくわかります。ただ、それをしていくためのツールを積極的に、なるべくわかりやすく出しといてあげないと、ただ今ある情報をかき集めてやってくれているのは、なかなか難しいんじゃないかなと思います。

なので、もっとわかりやすく、大分前になりますけど、自分がこのときにここに避難するみたいな、A5ぐらいの紙が配布されましたよね。あれも自分はどこなんかねって言われる方がおられるんですよ。ハザードマップと見比べて書くっていうのができなかつたりっていう方もおられたりはするので、でもそれがあるかないとは違う。ただ、それをもっとわかりやすくしてあげる情報提供、しやすくしてあげる、そのマイ・タイムラインをつくるためには、こういうものを見て、参考にしてつくってくださいぐらいの情報提供はあってもいいのかなと思います。

LINEが後ろ向きではなく前向きなことはわかりました。ありがとうございます。なので、情報提供をしっかりとさせていただきたいなと思います。やっているからには市民の方にもつくっていただきたいということと言えると思うんですね。まだまだ足りない部分もあるんじゃないかなと思うので、そういうあたり積極的にやっていただけて、周知していただければと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（網谷芳孝） 少し早いようですが、議場の換気のため、暫時休憩いたします。

再開は14時15分、お願いします。

~~~~~○~~~~~

14時04分 休憩

14時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続行いたします。

12番、山崎年一議員。

○12番（山崎年一） 12番、くろがねの山崎でございます。

先ほどから、今日5名の議員が一般質問をなさいました。その中で、子供たちの健康あるいは教育、学校施設の問題等々と、子供たちへの関心の高い議会であるということを痛切に感じたわけでございますが、私も小中学校の選べる制服についてと、教育委員会の取り組みについてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

小中学校の制服をスカートとスラックスに自由に選択できる公立の学校が、全国的に増加しています。広島県内でも性別に関係なく、制服を自由に選べる公立学校が増加しています。導入のきっかけは、防寒や防犯対策、動きやすさの機能性、体育館の床に座るとき

などの安心感、階段の昇降時の気配りなどで、児童生徒には負担感があります。何より、性的少数者LGBTに配慮する形で、男女誰でも着られる制服の取り組みが行われています。

本年2月10日の報道では、広島県北3市の公立中学校で制服のスカートとスラックスの選択制を導入した学校が増加している。自転車通学の生徒の防寒対策や学校生活での機能性を重視、また、生徒個人の好みを尊重し、自主性を育む取り組みとしている。各校とも、身だしなみや服装などを定めた生徒指導規程の見直しなどのタイミングも、きっかけとなっているとのことでもあります。

生徒の大半が自転車で登校する三次市の甲奴中学校では、冬はほとんどの女子生徒がスカートの下にジャージを着用して通学していたという。校長は、スカートに限定するのはおかしいと、昨年秋のPTA役員会で、スラックスとの選択制について説明。生徒会の新役員からも賛同を得て、今年の春から実施していただけるそうでもあります。女子生徒からも好評で、スカートだと寒いし、掃除のときに裾が床に着いて気になる。スラックスのほうが動きやすいと歓迎しているということでもあります。

安芸高田市の甲田中学校も、今年4月から選択できるようにされました。生徒指導規程を見直す中で、生徒の好みを尊重しようと踏み切った。県内の高校にスラックスが広がっている状況も考慮したという。甲田中学校によると、寒さ対策になると在校生や保護者に好評ということでもあります。

庄原市内でも、気候に応じて使い分けられるように、昨年春から段階的に導入している学校がある。三次市の塩町中学校の校長は、社会の流れで、過度な性による区別はふさわしくない、選べるのは大事と協調。保護者の要望を受け、今年の春から選択制を始める。多様性を考えるきっかけにもなると、教育面での効果も期待していただけるそうでもあります。県北ではほかにも、来春の導入に向けて検討する学校があるとのことでした。

これらは県北の事例ですが、広島県東部の福山市久松台の久松台小学校では、2020年から児童の制服着用のルールを変え、私服も選べるようにした。児童の自主性を育むことが主な目的。多様性などを重視する市教育委員会や、現場の実情や時代の変化に合わせ、各校にルールや長年の習慣を見直すよう促している。

きっかけは2019年、制服着用を巡り、高学年の児童と教諭が協議。保護者説明会でルール変更を提案。異論がなかったことから、選択制の導入に踏み切った。季節や授業内容に応じて、児童は制服を自由に決められる。性的少数者(LGBT)への配慮も念頭にある。

現在は、2～3割の児童が私服で登校する。

同市の多治米小学校も、同年夏季から、私服も含めて適切な服装を選ぶよう呼びかけた。福山市内の学校では、制服自由化の広がりが見られるようでもあります。

福山平成大学の古賀一博教授(教育学)は、子供の自主性を育むのは現在の教育の自分流。児童に選ばせることで判断、選択する力を身につけることにつながると評価されているとのことでもあります。

広島市中心部に近い学校でも、スカートとスラックスの選択にする動きが広がっています。府中町の府中中学校が2019年春から、女子のスラックス着用を取り入れています。来

年春の新生から、現在のリボンとネクタイに分けているものをネクタイに統一、同じく府中緑ヶ丘中学校も同年の冬服から女子用スラックスを導入、来春から性別に関係なくスラックスとスカート、ネクタイとリボンを選べるように検討中。校長は、基準を設けつつ生徒が主体的に選べるようにしたいとされ、坂町の坂中学校では、今年の春に女子用のスラックスを導入。きっかけは小学校6年生の保護者からの要望があり、現在1年生の女子数人が利用。学校側は、町内の3小学校の高学年は私服通学で、ズボン姿の女子も多く、違和感はない。

海田町の2校は、来春から女子がスカートとスラックス、リボン、ネクタイを選択制にする予定。スラックスは防寒性が高く、スカートははきたくないという声もあったという。熊野町では、この秋町内の小中高の生徒指導担当者が集まり、会議で町内の2中学校の選択制導入について協議するというのであります。

広島県教育委員会では、多様性の関心が高まる中、制服についても柔軟に対応する中学校がふえていると見ています。豊かな心と身体育成化は、社会や時代の変化に対応しようとしている表れ。これからも広がるのではないかとしています。広島市や廿日市市など、中学校65校の制服を製造するいとやによると、昨年秋頃から女子生徒向けのスラックスを採用する中学校がふえ始めた。来春には30校になる見通しだという。今後もふえる可能性があるということでもあります。

1997年に防寒用として女子用スラックスの販売を始めた岡山市のカンコー学生服によると、当初は北海道や長野県で採用が広がり、2014年には全国で中高約450校が、同校のスラックスを採用した。2015年に文部科学省が、性的少数者の児童生徒への配慮を求める通知、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてという通知によって、増加傾向に拍車がかかり、2020年3月には約1,000校になった。広島県内でも、検討中を含め、採用する学校数は伸びているという。

LGBTへの配慮だけを強調すると、かえって当事者が選びづらいとして、防寒や動きやすさといった機能面も含め、理由を問わず気軽に選べることが重要です。利点を前面に打ち出す思いやりが働いているのではないかと指摘されています。

これから寒い季節に向かい、雪がちらつく中、子供たちがまだら模様に赤くなった素足を乾燥した冷たい風にさらしながら、背中を丸めて固まるようにして登校する姿は本当に痛ましく、医療的な見地は持ち合わせていませんが、将来この子供たちが大人になって、冷え症の原因や不妊症などになるのではないかと心配をしながら見ています。子供は風の子という格言もありますが、現代の子供たちには、私たちが育ったときのような環境とは、あまりにも違い過ぎています。このようなことを踏まえて問います。

- 1、広島県内公立小中学校で、制服の自由化や選べる制服などを導入した学校はどれぐらいありますか。
- 2、本市の小中学校の制服の規則や決まりなど、現状について伺います。
- 3、小学校の通学において、スラックス、長ズボンの着用はどのように認められていますか。
- 4、小中学生の制服の保護者負担額は幾らですか。

5、制服など、保護者や生徒からの要望や相談はありませんか。

6、LGBTなどの多様性に合わせた制服の見直しが必要と考えますが、お考えを伺います。

7、多様でグローバルな社会に生きていく生徒たちが通う学校の校則や決まり事は、どのようにあるべきと考えられますか。

以上、7点について御答弁お願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、山崎議員の防寒や機能性、あるいはLGBTの配慮に鑑みた学校制服の選択に関する御質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の県内公立小中学校で制服の自由化や選べる制服の制度を導入した学校数でございます。

県教育委員会に照会したところ、取りまとめるための調査は行っていないため、全体の数は把握をしていないとのことでございます。しかしながら県立高校においては、80校のうち女子生徒がスラックスとスカートを選択できる学校が10校、性別を設けず選択できる学校が1校あるということでございます。

次に、大竹市立小中学校の制服などに関する規則です。

各校で生徒指導規程などにより、制服や標準服の型や色や丈、セーターの着用などについて定めており、入学説明会で説明したり、衣替えの時期にお知らせを発行したりするなどして、周知をしております。

また、スラックスや長ズボンの着用の取り扱いや、制服についての保護者、児童生徒からの要望、相談については、中学校では女子生徒のスラックスの着用を、防寒・体調不良などの事情によって認める学校もあれば、認めていない学校もございます。

ただし、タイツやハーフパンツを着用することは、どの学校でも認めております。このことについての要望や相談はありませんでした。

防寒のために、上着の下にセーターを着用することや、登下校中に手袋などを使用することは、どの学校も認めております。

小学校では、どの学校も防寒、体調不良などの事情による長ズボンの着用や、スカートの下タイツやハーフパンツの着用を認めております。また、上着の下にセーターを着用すること、登下校中にジャンパーや手袋などを使用することも認めております。一部の児童や保護者から、防寒のため制服などを長ズボンに変更してほしいという要望が出ている学校もございます。

次に、制服などの保護者負担額です。

一番小さいサイズを購入することを前提として申し上げますと、小学校は3校共通で、上着とスカートで約1万6,000円、上着と半ズボンで約1万4,000円でございます。

中学校は学校ごとに指定されており、3校を平均すると、男子用は上着と冬用スラックスで約3万1,000円、女子用は上着とスカートで約3万円でございます。

次に、性的少数者などの多様性に合わせた制服などの見直しについての考え方です。

時代や自然環境の変化も加味した上で柔軟に考え、見直しを図っていくとする姿勢を



持つことは大切であると考えます。また、見直しを図る際には、学校だけでなく児童生徒や保護者の意見も取り入れながら、よりよいものにしていくとする視点を持つことも必要でございます。

最後に、多様でグローバルな社会に生きていく児童生徒が通う学校の校則や決まり事についてです。

学校は、集団での社会生活を学ぶ大切な場所であり、集団の中で互いが気持ちよく過ごすためには、一定の決まりやルールは必要であると考えます。ただし、時代の要請に沿ったものとなっているかなど、その内容については常に見直しを行い、場合によっては修正を図っていく必要があると考えております。

その際には、さきにお話をした制服などの見直しの場合と同様に、児童会や生徒会を中心とした児童生徒の意見を求めるなどして、共に考えながらよりよいものにしていくことが大切であると考えます。そうすることで、児童生徒にとって、何のために校則や決まりがあるのかを考える機会にもなり、また、自分たちの考えた校則などだからこそ、しっかり守っていこうといった主体性を育むことができると考えております。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員。

○12番（山崎年一） 今伺いました1項目から6項目ぐらいまで、なかなか私としては納得できない、実態が少し違うのではないかなという気がするのと、取り組みとしてこの取り組みでいいのかどうかという部分で、疑問があります。

ただ、7項目につきましては、教育長が今おっしゃったように、前向きな取り組みをしたいということでありました。それで、私たちは一般的に男らしさとか女らしさとか、簡単に評価するわけですね、日常生活の中で。最近ホモとかおかまとか、あるいはおなべとか、最近ではおねえなどという言葉がよく使われるようになっておまして、マスコミでも特にカミングアウトしたタレントが多く出ております。よく見ますのは、ryuche11とかマツコ・デラックスさん、こういった方たちがそういった人たちなんだそうありますが、よく見かける中で、非常に多様性が広がってきたという気がします。

性的少数者、LGBTのジェンダーレス、あるいはトランスジェンダーなど多くの言葉がありますが、私としましては非常に理解が薄くて申し訳ないんでありますが、ひっくり返ってレズビアンとかホモセクシュアルとか、その程度の理解しか持ち合わせていない。今回勉強させていただきながら、非常に恥ずかしい思いをしながら勉強をしました。

ところで2015年に、電通ダイバーシティ・ラボが約7万人を対象に行った調査では、日本国内の7.6%、13人に1人の割合で性的少数者が存在するというアンケート結果が発表されています。40人学級の場合、単純計算で3人はLGBTということになります。学校教育でこのあたりの学習がなされていないと、不登校やいじめにつながる危険があります。

言い換えれば、1学級40人の中で3人ほどは自分の性的アイデンティティーとの悩みを学校で相談もできずに過ごしているのではなからうか。そのような中で、学校などで生徒らが本人の望む性に適した服装を選ぶ権利を条例で保障する自治体も出てまいりました。

東京都港区では、2020年2月、性別表現の自由を保障する内容を盛り込んだ条例改正案

を区議会に提出、4月から施行されています。条例で具体的には、男子はズボン、女子はスカートといった学校の制服の原則を見直し、自由に選べるようにすることなどを想定しています。対象は全ての区民と学内、在学、在勤の方、ふだんの服装のほか、学校や社会の制服の選択、化粧など、戸籍上の性別に関係なく自由に自身の外見のジェンダーを表現できることを保障するものです。

区の担当者は、戸籍上の性別と違う制服を着たいと相談してきた中学生や、就職内定を取り消された大学生もいた。当事者の生きづらさを解決する必要があるとしており、区は条例改正後、学校長や事業関係者に理解を求める考えがあるそうであります。

トランスジェンダーでLGBTの子供の居場所づくりや自殺防止などに取り組んできた活動家の遠藤まめたさんは、トランスジェンダーの子供は制服がきっかけで不登校になるケースがよくあるので、画期的。一般の人も、男子はズボン、女子はスカートという既存概念を開放するときに来ているのではと、評価をしているということでもあります。

心と体の性が異なるトランスジェンダーの人々は、性と異なる服装を指定され、大きな悩みとなります。条例化で個人に合わせたきめ細かい対応を後押しするものだと思います。

そこで問います。このような条例制定について、教育委員会としてどのようにお考えでしょうか。トランスジェンダーなど、セクシュアルマイノリティーの子供たちにとっては大きな苦痛が伴います。多様性に合わせた制服の見直しが必要だと考えるわけですが、先ほどの御答弁を踏み込んで、もう一度御答弁をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） ただいまの御質問にお答えします。

東京都港区では、港区男女平等参画条例を改正し、議員おっしゃるようにみなとマリアージュ制度を導入するとともに、性的指向、性自認に関する規定を整備して、令和2年4月1日から施行されております。

この条例の基本理念として、全ての人権を尊重し、性別等による差別的取り扱いの解消を図ることや、全ての人々の性的指向、性自認及び性別表現が尊重され、誰からも干渉されず侵害を受けないようにすることが上げられています。

また、差別的取り扱いなどの禁止として、何人も家庭、学校、職場、地域等において性別、性的指向、または性自認による差別的取り扱いをしてはならないことが示されております。これらのことについては、大竹市教育委員会としても大切にすべき視点であると考えます。

よって、まず、教職員自身が性同一性障害や性的指向、性自認の児童生徒について理解し、授業等での言動に注意するとともに、全ての児童生徒の人権が大切に守られるよう、学級の中で一人一人が認められて、安心安全に過ごせる学級風土をつくっていくこと。また、発達段階に応じた教科等の学習を通して、児童生徒の人権感覚を育てていくことが重要であると考えます。

また、それと同時に学校内で性的マイノリティーとされる児童生徒が相談しやすい体制をつくり、組織的に支援ができる体制を整えておくことが必要であり、こうしたことにつ

いて引き続き取り組んでまいりたいと思います。

こうした中で、制服などの見直しについては、各学校において必要に応じて行われるものではありますが、これについても今のような考え方を取り入れながら取り組んでいきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員。

○12番（山崎年一） ありがとうございます。

取り組んでいきたいということでありますので期待をするわけでありますが、実は文部科学省が2018年3月19日、全国の都道府県教育委員会などに対し、制服など学用品の適正な取り扱いを求めた通知を出しました。保護者らの経済的負担が重くならないよう留意し、できる限り安価で良質な学用品を購入できるよう学校に取り組みを促すことなどを求めています。

通知では、公立中学校の制服に関しては平成29年11月、公正取引委員会が調査報告書を公表。制服の販売価格は近年上昇していることから、生徒保護者に安価で良質な制服を提供するため、学校に対してコンペや見積り合わせなど、制服メーカー間や販売店間の競争を促すことが望ましいとしている。

通知では、服装をはじめとする学用品などの購入について、保護者等の経済的負担が過剰なものとならないよう留意することと明記。保護者らができる限り安価で良質な学用品などを購入できるよう、教育委員会に対しては所管の学校に取り組みを促し、各校の取り組み内容の把握に努めるよう求めています。

制服の選定や見直しに当たっては、保護者等学校関係者から意見を聴取することが望ましいとし、教育委員会は所管の学校において、制服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導することを求めているということであります。

そこでお伺いをいたします。通知では、保護者らの経済的負担が過重にならないよう留意することとし、教育委員会として所管の学校に取り組みを促し、各校の取り組み内容の把握に努めるとあります。この取り組み内容について、どのように把握されているのかを伺います。

また、制服の選定や見直しについては、保護者ら学校関係者から意見聴取することが望ましいとし、教育委員会は所管の学校において、制服の選定や見直しが適切に行われるよう、指導するとされています。どのような指導をされたのかについても伺います。

以上、2点について伺います。先ほどの御答弁では、実施していらっしゃるかのような答弁でありましたので、具体的に中身をお伺いしますので、よろしく願います。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） それでは御質問にお答えします。

文部科学省の通知、学校における通学用服等の学用品等の適正な取り扱いについては、東京都の公立小学校において高価な標準服が選定されたことを受けて、政府が各学校で保護者の負担が過重なものにならないよう配慮が必要とする答弁書を閣議決定したことを踏まえ、平成30年3月19日付で、各都道府県教育委員会等に通知されたものです。

本通知においては、学校における通学用服などの学用品などの取り扱いについて、2つの留意事項が示されております。1つは保護者の経済的負担軽減に係る留意事項で、保護者の経済的負担が過重なものとならないように留意すること。保護者などができる限り安価で良質な学用品などを購入できるよう、教育委員会が取り組みを促すとともに、その内容の把握に努めること。そして、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取り組みを行うに当たっては、公正取引委員会の調査報告書なども参考にすることが示されています。

また、もう1つは、通学用服の選定などに当たっての留意事項で、通学用服の見直しや選定については、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄としつつも、その過程においては、保護者など学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましく、教育委員会は適切に選定や見直しが行われるよう、必要に応じて指導することとされています。

通知にありますように、制服や学用品などについては、保護者の経済的な負担が大きくなるように配慮することが必要であると考えます。そのために学用品や教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担を念頭に、本当に必要であるのかを慎重に検討した上で選定に当たるよう、都度学校へ指導をしていきたいと考えております。

教材等については、学校のほうから毎年報告が上がってきておりますので、その内容についても教育委員会のほうで検討を、毎年やっております。

また、繰り返しになりますが、制服などの見直しを図る際には、児童生徒や保護者など、広く意見を求めた上で、機能性などを考慮しながら決定していくように、学校のほうへ働きかけをしていきたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員。

○12番（山崎年一） 実際には、もう把握もしておるし指導もしておるといふ解釈でよろしいかと思うんですが、しっかりとその部分、実行していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

先ほどの例の高価な標準服が選定されたの部分であります。たしか2018年に東京都内の公立の小中学校で、校長が独断でイタリアの高級ブランドのデザインの標準服を導入しようとしたと。保護者から批判が起こって、大人の思惑ばかりが先立ち、子供たちが置き去りにされているという批判が起こりました。

当時、公立小中学校の制服についての論争が、校長や教育委員会、PTAを巻き込み、大きな話題となったことから、私たちの記憶にも残る出来事であったと思います。我が耳と目を疑うような出来事でありまして、びっくりしました。

高級ブランドの町ということから、高級ブランドアルマーニのデザインの学校の制服を導入したいという校長の思い、それに批判を受けて、事件発覚後、校長は平成30年度からの標準服の変更にあたってと題した文書を、在校生と保護者に配布された。校長先生は、学校経営方針の下に適切に進めてきたと考えておりましたが、教育委員会から標準服の変更に関する情報提供が不十分であり、保護者をはじめ関係の方々へ十分説明するよう指導を受けたと。振り返ってみますと、必ずしも十分でなかったと考えておりますということ

で、教育委員会の担当課長は、標準服は各校の教員やPTA、保護者など、いろんな人が関わり決めていくべきもの。卒業生などが幅広くデザインや価格についてよく話し合っただけで決めるようにと伝えた。標準服は地域で決めるものだと考えると述べたと報じていました。

教育行政研究所の主催、中村文夫氏は、当時校長が服装による教育効果を強調していることは、標準服も教材の1つとしてみなしていることがうかがえると指摘されています。

文部科学省が平成27年3月4日に県教育委員会、市教育委員会、各県知事等に、学校における補助教材の適正な取扱いについてという教育委員会向けの通知で、補助教材の購入に関しては、保護者等に経済的負担が生じる場合は、負担が過重なものにならないように留意することという通知を出したことは、先ほど総務学事課長のほうから御報告があったと思うんですが、こういった中で、このような選択、制服は校長が決める権限があるということをございましたので、校長としてもそういったことを、ぜひブランド力を高めていきたいということだったんだろうと思いますが、当時、2014年ですね、その学校のある中央区には、13.19%に当たる児童が要保護・準要保護の児童で、人数にして577人いたということでありまして、そういったことからしましても、1人の児童の服育によって排除されるというようなことは、許されんことだと思えます。

そういったことでお伺いします。この事件は特異な問題だと思うんですが、制服が高いという意見は、私たちよく聞きます。先ほど伺いましたところによりまして、そんなにするのか、大人の背広をつくっても、それぐらいあれば十分いいものができるのかなという感じがします。

そういったところで、非常に父兄、保護者からの批判もあるということからしても、制服の値段の設定の仕方等について、先ほどの文部科学省の通達、過重にならないようにということからも、しっかりと把握と指導をお願いしたいと思えます。

それで、今の中央区の取り組みが破綻したわけでありまして、校長先生は服育を考えたということでありまして。服育についての見解をお伺いします。要するに、学校の制服も教材の1つだという考え方なんだろうと私は思うんですが、そういった、服育についてどういうふう考えられるか。ここについてお伺いをいたします。

それから、こういった高い学校の制服を子供たちに押しつけるということについては、非常に保護者としては負担になると思うんですね。そういったことで、特に大竹市の場合は、業者も少ない、小規模な中でたくさんの生徒がいらっしゃるわけでもないという厳しい部分もあるんだろうと思うんですが、いかにして制服を安く提供していくかという、1つの課題もあるんだろうと思えます。

また、今後選べる制服ということになれば、スカートも要るしスラックスも要るというような状況になってくると、過重な負担がどんどんかかってくるということでも具合が悪いということになると思えますので、将来的にはいつまでもこの制服の自由化といいますか、選べる選択というのは、これから導入されていくんだろうと思いますが、そういったことでの安価な制服を提供できるような体制を、今から検討していただきたい。

それから、制服のリユースについても、現在の状況についてお伺いいたします。

以上、すみませんが、よろしくお伺いします。

○議長（賀屋幸治） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 幾つか御質問いただいたと思いますが、お答えしていきたいと思えます。

まず、服育ということについてです。今大竹市内の小中学校は、標準服、基準服、そして、制服というふうに、子供たちみな、ほぼそろった服装で学校のほうに通っております。

そうした服に関わって、きちんとした学校生活を送るに当たって、きちっとして服装を整えるという意味での服育については、学校のほうで指導していると思えますが、そういった服装を整えて学校に通うということに関わっては、TPOということ、小さい社会である学校の中で子供たちに教えるということにも役立っているのではないかと思えます。

ただ、その制服の値段について、議員御指摘のように、そろえていくととても高価なものになってしまうという事実もあります。安価な制服が検討できるということについては、また学校のほうにも働きかけをしっかりとしていきたいと思えます。

また、こうした卒業後の使わなくなった制服等については、今コロナ禍でなかなかできてはいたのですが、PTAのバザーで販売をしたり、あるいは一時的に貸し出したり個別に貸し出したりというようなりサイクルの活動は、各学校のほうで工夫をして取り組んでいると聞いておりますので、こうした活動については続けていって、大切に使用できるようにしていきたいと考えています。

以上で終わります。

○議長（賀屋幸治） 山崎議員。5回目です。

○12番（山崎年一） 終わります。

○議長（賀屋幸治） 説明員の交代はありますか。

それでは、続いて、原田孝徳議員。3番。

○3番（原田孝徳） くろがねの原田孝徳です。

午前中の市長の答弁のほうでもありましたが、解決しなければならない課題がまだまだあるという趣旨の御発言でした。

本日の一般質問の中でも、教育であるとか水道、防災など、さまざまな課題に対する提言がありましたが、健診の提言も含めた福祉の向上というものも、本市の重要な課題の1つであろうかと思えます。

そこで、今回は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ですが、それと女性の働き手確保の必要性についてということで質問をさせていただきます。

2012年に厚生労働省の発表した高齢者白書によりますと、最期を迎えたい場所を尋ねるアンケート調査で、自宅と答えた方は54.6%、逆に特養などの福祉施設でと答えた人は4.5%にとどまっております。この数字、傾向は、現在も大きく変わっていないと推測されることから、やはり住み慣れた家で最期を迎えたいという高齢者がまだまだ多いという現実があると思えます。

そういう高齢者の理想、ニーズの求めから、在宅介護、在宅医療が推進されていることは理解できますが、それでも住み慣れた家でという理想、夢をかなえるためには課題も多く、人生100年時代と言われる中、今後、病院や施設で最期を迎える方が減ることはない

であろうことから、在宅とともに、施設における介護の需要や必要性も、同時に考えていかなければならないでしょう。

施設、特にここでは入所施設に限定しますが、最近さまざまなサービスを提供している施設がふえました。要介護者の状態やニーズに合った施設が選べる時代になったことは歓迎すべきことではありますが、そのような施設への入所にはそれ相応の経済的負担が求められ、例えばグループホームやサービスつき高齢者住宅、以下サ高住とさせていただきますが、こちらに入所するには、国民年金や生活保護の収入だけでは入所が厳しく、そうなる、そのような施設よりも負担の少ない介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、以下特養とします。が、必要になってくるのではないかと思います。

しかし、その待機待ちが、本市では三十数名、隣の廿日市市では100名程度と、入所を希望してもそれに応えるだけの施設が不足しているという現状があります。ただ、この待機待ちの人数ですが、本当に緊急を要する方ばかりであれば、今すぐにでも1つ、いや2つと、特養が必要であります。この中には待機待ちを見越してや、複数の施設に登録されている方もおり、額面どおりに受け取らなくてもよいとはいいつつも、需要に対して供給が追いついていないのは事実であろうかと思います。

次に、特養の不足やその必要性について、現場の角度から見ますと、在宅介護は随分とサービスが充実してきたとはいえ、依然として女性の介護負担は大きく、最近では男性が介護休暇を取得する例もありますが、まだまだその取得率は低く、また、取得できる企業も限られており、どうしても女性がその多くを担っているという現実があります。

一方で女性の働き手の確保や社会進出、管理職への積極登用など、女性の人材需要は近年急激に高まっていますが、介護により何年も職場を離れることで、せっかくのキャリアが失われていることは、非常に残念なことであります。

また、一部のグループホームではありますが、要介護度が4や5といった重度の方の入所が半分を占めているというところもあります。その中には、特養への入所待ちのために入所されている方もおられます。そのため、そういうグループホームは、本来のグループホームの業務量ではなく過重労働になることで、離職者もふえ、慢性的な人手不足を招いておまして、このような特養不足のしわ寄せによるグループホームの特養化は、すぐにも解消すべき問題であると考えております。

そのほか老老介護が社会問題化しておりますが、これは以前、本市であった事例です。

70代後半でふだんから非常に行動的な男性が、1年ぐらい前から外出をほとんどしなくなり、最初は何か御病気でもされているのかというふうにししか思っていなかったのですが、そのうち表情も曇りがちになったために改めて話を聞いてみますと、寝た切りの奥様の介護、それも入浴からトイレ、食事の介助まで全てお一人でされていたと聞き、大変驚きまして、すぐに民生委員に連絡を取り、このときはうまく連携してくださったのか、比較的早い段階で施設への入所ができました。このような事例は氷山の一角とまでは言わないまでも、まだまだ潜在化していると考えておいたほうがよいと思います。

以前、一般質問で地域福祉の問題を取り上げましたが、人のつながりの希薄化や自治会組織の脆弱化、また、個人情報の問題も、このような事例の一因を担っているのではない

かと、私は思っております。

そこで聞きたいと思います。国民年金や生活保護で生計を立てている方たちの今後や、待機者がいる現状。女性の介護負担を少しでもなくし、働き手として確保することの必要性。また、グループホームが特養化しつつある現状や、老老介護といった市民の経済的・精神的・肉体的負担を少しでも軽減し、安心して老後を暮らしていけるまちにするためにも、そして、さらに2025年問題という大きな課題、波が目の前に迫ってきていることから、50床程度の特養は、本市に必要であると思いますが、市としてこれをどのように考えているのかお聞きしたいと思います。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 人類は、不老長寿を望み続けてまいりました。先ほど、人生100年時代と御発言がありましたが、まさにおめでたいことに、長寿を手に入れてまいりました。しかし、不老、老いていくことについてはまだまだ防げておりません。老いてきた方をどうお助けして介護していくか、大変大きな課題となっております。まさに支える方が少なくなっている中で、大きな課題でございます。御質問を御用意いただきまして、ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

特別養護老人ホームは、自治体や社会福祉法人が運営する公的な介護保険施設で、本市には広域型のゆうあいホームと、地域密着型の紀の川がございます。平成27年度に介護保険法が改正され、特例の場合を除き、基本的に要介護3以上の方が入居される施設となっております。

24時間体制で介護サービスを受けることができ、民間の施設に比べて一般的に費用負担が低いという利点がありますが、その反面、入所までに時間を要するケースが多く、地域差はあるものの、全国的に多数の待機者を抱えている点が課題となっております。

本市の待機状況については、さきの決算特別委員会での答弁と重複しますが、県が取りまとめた調査では、本年4月時点で、市外の特別養護老人ホームを含む6施設で、延べ34人となっております。このうち20人余りの方は、医療機関や有料老人ホームなどに入院・入所されています。残る10人余りの方は在宅となりますが、全て御家族と同居されています。

調査後に状況が変わった可能性もありますが、要介護3以上で独居というような緊急性の高い方は、極めて少ないものと認識しています。また、入所・入居のニーズですが、第8期介護保険事業計画の策定に当たり、令和元年度に在宅介護実態調査を実施しています。調査数は293世帯で、介護度の低い方も含まれますが、何らかの施設などの入所の意向については、既に申し込みをしているが約6%、検討中が約14%、残りの約80%の方は検討していないという結果となっております。

こうしたことから、定員50人といった比較的規模の大きな施設を直ちに整備することについては、現時点で具体的な計画はございません。しかしながら75歳以上の後期高齢者は、今後10年間は増加が続くと見込まれ、介護認定を受ける方も数・率共にふえていくことが予測されます。

また、国勢調査による世帯構成を見ますと、単身者を含む高齢者のみの世帯が、平成12



年に約2,100世帯であったのに対し、平成27年には約3,300世帯に増加しており、15年間で1.6倍になっています。この傾向は今後も続いていくと思われま

す。こうした背景を考えますと、将来にわたり市民の皆様が安心して介護サービスを利用していただくためには、現在の施設やサービスの水準を維持し続けるだけでよいのか、新たな施設整備や体制強化が必要かどうか、将来を見据えて検証・検討していく必要があると考えています。

新たな施設整備のためには、運営主体の動向や介護人材の確保といった懸念をクリアしていくとともに、施設の拡充によりサービスの供給がふえれば、そのコストは保険料に反映されるといった、制度上の仕組みにも御理解をいただく必要があります。

また、これからの超高齢社会に対応していくためには、特別養護老人ホームに限らず、さまざまな形態の中から本市の実情に応じた施設を選定し、規模や整備のタイミングなどを適切に判断していかなくてはなりません。

したがって、3年ごとに高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定する過程において、諮問機関である大竹市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会の御意見なども踏まえながら、新たに整備する施設について判断していきたいと考えています。

人生100年時代と言われる中、市民の皆様には、第8期介護保険事業計画にも掲げていますように、できるだけ長く、住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らしていただきたいと強く願っています。

しかしながら、人は年齢を重ねれば、多くの方がいつか在宅での生活が難しくなり、施設での生活を余儀なくされるときが訪れます。そうした状況にあっても、最期まで尊厳ある暮らしを送っていただけるよう、介護保険事業の安定化とサービスの充実に努めていきたいと考えています。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

市のほうとしても危機感を持っていらっしゃるということで、同じ方向で話を進めていくのではないかと考えております。

それでは、この問題は少し順を追っていきながら、もう少し深く掘り下げていきたいと思っております。

まず、本市の現状についてお聞きします。

その前に、先ほどグループホームの例を出しましたが、この一例を基に、介護現場の現状について、もう少しお話をさせていただきたいと思っております。

先ほどの質問の中でも述べましたように、一部のグループホームでは、要介護度が4や5といった重度の方の入所が半分を占めているところもあります。これはほんの一部のグループホームですので、これが全てというわけではございません。しかし、本来は特養に入所すべき方、特養に入所したくても待機されている方がかなりおられるのが現実です。

このような状況になっている背景にはさまざまあると思うんですが、重度の方を入れたほうが経営的に潤うということもあります。そのため重度の方を手放さず、さらにみとり

まで行うことで加算が得られるという実態もあります。

グループホームが重度の方の受け皿になっていて、小さな特養というような形態になっていることで、特養の不足が表面化していないだけで、現場の声としては特養が不足していることで過重労働になっているため、その不足はかなり深刻であるとの認識であります。

また、グループホームで特養の待機待ちをされていることでの経済的な負担、また、このような重度の方を在宅でとりますと、肉体的にはもちろん、精神的な負担も大きいことから、待機待ちのないよう、特養をつくっておく必要があろうかと思えます。

先ほど少し、要介護度3以上で在宅でという方もいらっしゃるという話がありましたが、御家庭の事情によりさまざまだと思いますが、やはり身体的、精神的負担というのはそれぞれだと思いますが、ある程度それは負担になっている部分があろうかと思えます。

ただ、これはあくまで先ほどのグループホームの一例というのは現場の感覚でありまして、そのあたりを数字的な面や、先ほど市長のほうから少し答弁の中にありましたが、行政側の考えも聞きながら検証していく必要があると思えますので、幾つか質問をさせていただきます。

先ほど市長の答弁の中にも、随分と数字的なこととお話ししていただいたので、今から質問していく中でそういう部分がありましたら、割愛していただいて結構です。ただ、全体としてどのようなお考えなのかを、聞かせていただきたいと思えます。

まず、先ほどもありました、決算特別委員会のときに特養の待機待ちが34名というふうに私も聞いたんですが、その後、人数に変化があるのでしょうか。

その待機待ちの中で、長期入所、おおむね1年以内と考えていただいでよろしいんですが、そういう方が、その特養に入所が必要だと思われる方というのがどれくらいいるという認識なのでしょうか。

要介護度3以上のそれぞれのニーズ、同じく3以上でグループホームやサ高住などの施設に入所されている方を除いた方の人数、つまり特養以外ですね、特養に入所されている以外の方の要介護3以上のニーズを教えてくださいませんか。

要介護3以上で特養に入所されていない方の認知度、高齢者の日常生活自立度を含めたアセスメントを把握されていると思うんですが、こういうものから今後おおむね1年以内、特養に入所が必要とされている方がいるかについて、どのように分析をされていますでしょうか。

介護認定を受けている方の状況はわかると思うんですが、それ以外の方の把握についてどのように行っているのか。例えば民生委員を、先ほど私が事例でも出しましたけれども、民生委員や自治会長など、そういうところからの情報提供や、それ以外等のところからの情報提供があるのか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） 5点ばかり御質問いただいたかと思えますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の待機者の人数の変化というところですが、正確な調査ではござい

ませんが、改めて市内の2つの特養のほうに聞き取りをしたところ、4月時点と比べると若干ふえている可能性はあるということをお伺いしております。

そのうち早期に入所が必要な方ということについては、1年以内というところに限定するわけではないんですが、今待機者の中でできるだけ早期に入所が必要だと思われる方が1名いらっしゃるとお伺いしております。

それから3点目ですけれども、まず、要介護3以上の方ですけれども、今年の10月末の時点ということで、要介護3が183名、それから要介護4が167名、要介護5が147名、合計で497名ということになっております。それで、そのうち時点が違って申し訳ないんですけれども、9月の実績で申し上げますと、施設に入所されている方、特養以外も含めてということになりますが、特養であるとかサ高住であるとか、それからグループホームとか、そういったものも含めると、約300名ぐらいの方は施設に入られているということになりますので、差し引きしますと約200人ぐらいの方は、施設には入所されていないということになるかと思えます。

それから4点目ですが、認知症の自立度の分析についてなんですけれども、市のほうで要介護3以上の方について、介護度別、あるいは施設に入所しているかいないか、そういったところに基づいて、入所の必要性というところを詳細に分析するということは行ってはおりませんけれども、本市の介護認定を受けている方のうちで、認知症の自立度4以上の方が約70名ぐらいいらっしゃるということになります。要介護3以上ということですので、全ての方ではありませんけれども、基本的には何らかの介護サービスを御利用になられているというケースが多いだろうと思えます。全体的な分析というところではありませんが、個別に介護サービスを利用される中で、ケアマネジャーを中心に状態の確認をされていると思いますので、そういった日々の点検の中で状態を確認しながら、もちろん必要があれば施設の入所、市内に限らずそういった必要な対応をしていくということにさせていただいております。

それから最後に、情報提供の部分ですけれども、もちろん日々のいろんなところから、市民の方から民生委員に御相談がある、自治会長に御相談がある、そういったことがありますので、そういったものが我々のほうに改めて相談が来るということもございます。それからあとは問題行動なんか、徘徊とかそういったことが起きたときに、御近所の方が警察に通報されて、警察のほうからこちらに情報提供があるといったケースもございます。それから、毎年民生委員には御協力をいただいて、高齢者の実態調査というものを行っております。そのときに健康の状態であるとか、御連絡先であるとか、緊急の連絡先であるとか、そういったところをお伺いするんですが、そのときにその調査票そのものではなくて、民生委員が実際にお宅に伺ってお話をするときに、少し様子が違うよとかそういったことがあれば、情報が提供されるといったようなことはあるかと思えますので、そういう情報があれば、地域包括支援センターなんかと連携をして、面談に行ったり、あるいはそういう方の中で介護認定を受けていないという方がいらっしゃれば、そういった手続をしていただくように促すといった対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

施設等に入所されていない要介護3以上の方が200名余、認知症の自立度4以上が70名ということで、決して少ないとは言えない状況かなと思います。

要介護認定を受けていらっしゃる方というのは確かに把握がしやすいと思うんですが、今そうじゃない方に関して、自治会だとかそういう民生委員とかという方の御協力で、いろんな情報が入ってくるということで、認定を受けていらっしゃる方の把握ってなかなか難しいと思いますが、引き続きそのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

一番最初の答弁の中に、特養の場合、介護保険というのが当然関わってくると思います。介護老人福祉施設と名前がついておりますので、当然介護保険が関係してくることであると思うんですが、そこで特養ができれば介護保険料がと、よく言われます。私も聞くんですが、じゃあどれぐらい上がるのって聞かれると、実際私もよくわからないというのが現状なので、こういう機会にぜひ、シミュレーションがもし可能であれば、例えば50床の特養ができた場合、現状でその負担額というものがどれぐらい上がるのかと、試算ができるようであれば教えていただきたいと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） それでは、仮にという話でございます。あくまで机上の計算になりますので、参考程度にとどめていただけたらと思うんですけれども、50床の特養ができて、その特養に全て在宅の方が入られたという想定で、一番影響額が大きくなるという中での試算を御紹介させていただこうと思います。

こちらで試算をしておりますのが、在宅の方が特養に入られると、給付費で言うと、月額で約17万5,000円ぐらいの差が出ると思っております。これが50床の12カ月ということになりますと、年間で約1億500万円ぐらい、そのぐらいの給付費がふえるということになってまいります。このうち23%が保険料に反映をされますので、約2,400万円、これが保険料への影響額ということになってまいります。これが12カ月で言いますと、一月で言うと約200万円、これを1号被保険者9,500人で割ると200円強ということになってまいりますので、標準月額で言うと200円余りぐらいの影響額かなと思います。

ただ、これはもう最大値で計算をしておりますので、恐らく実際には100円台中盤とか、そういった額になろうかと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございます。

多分、皆さんが想像しているような大きな額ではないということではあろうかなとは思いますが、あくまでこれは現在、現段階での試算ということですので、これからまた人口の変化とか、それ以外のサービスとかのことも関わってくると思いますから、これが今の金額がそのまま、ああ、そうなのかということで、この後、例えばそういうものができた場合に、じゃあその範囲内で収まるかというのと、またそれは別の問題だと思いますので、そこは承知しております。

先ほどの要介護3以上の方の人数が少なくない現状、それから今介護保険のほうも、仮につくったとしても、今のところの試算ではそこまで大きな額ではないということなんです。ですが、続いて、そういうことを踏まえて、今後についてもう少しお伺いしたいと思うんですが、最初の質問の中でも出したんですが、目の前に迫っている2025年問題ですね。皆さん御興味があるんじゃないかと思うんですが、本市では人口が2万5,000人前後というように推測されております。この人口減少とともに超高齢化社会になるということが確実な中で、2025年の本市の要介護3以上の方と、高齢者だけの世帯、先ほど少し数字があったと思うんですが、もう少し進んでこの2025年には、これがどのように推計されているのかをお聞きしたいと思います。

また、第2次ベビーブームと言われる方々が高齢者になります2040年、本市の人口は2万人とも2万人を切るとも、いろいろデータが出ておりますが、それぐらいまで減少することが予想されております。そこに至る約20年間というものを、同じ視点からどのように分析されておりますでしょうか。数字が出ないようでしたら、どのような方向でいくかというようなことでも結構です。

そして、この2つの問題と同時にもう1つ、ここまで話が出せなかったんですが、もう1つ大きな壁であるし課題でもあります介護職員の不足の問題というのが、これにプラスされるんじゃないかと思えます。

この2025年問題、それから2040年に至る20年間、そして、介護職員の不足の問題というこの3つの問題を市としてどのように捉えているのか、それからどのような施策や対応をしていく必要があるとお考えになられているのか、そのあたりの数字が難しければ、今のぐらい捉えているかとか、その施策や対応がどのように必要なものがあるかと考えているかだけでも結構ですので、教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） まず、2025年、それから2040年の要介護3以上の方の人数というところだと思いますが、介護保険事業計画を策定するに当たりまして、一応2040年までの介護度別の人数というのは推計をさせていただいておりますので、その数字をまず紹介をさせていただこうと思えます。

2025年ですけれども、要介護3以上の方が合計で503名、それから2040年になりますと612人というふうに推計をしております。2020年との比較で言いますと、2025年度が約8%増、それから2040年になりますと約31%増ということで、2025年に団塊の世代の方が75歳になられて、その10年後以降ということで、2035年、2040年に向けて要介護者の方はふえていくということになっていこうかと思っております。

当然に対象者の方がふえていくということではあるんですが、まず、市としては、1つやらなければいけないことは、この推計の数値よりも数字が下回るように、あるいはこの数値よりも要介護度が下がっていくように、日頃の介護予防であるとかそういった取り組みをやって、できるだけこの数字よりも要介護度を引き下げていく、人数を下げていくということは1つ大事なことだろうと思っておりますが、そうは言っても限界がございます。当然に、2040年に向けて高齢者の方もふえ、介護が必要な方もふえていくということにな

ってまいりますので、そういう意味では介護の職員の不足ということが、現在でも問題になっておりますけれども、如実に表れてくるということだろうと思います。

当然人数を確保していかなければならないわけなんです、これ日本全体の問題でもありますので、基本的にはやはり国策として、抜本的な処遇の改善がなされていないと、なかなか介護人材のパイというのが上がっていかないと思っております。

市としては、できることと申しますと、やっぱり財政的な規模の違いというのがありますので、そういったところとはまた別に、地域の実情に応じて、少しその介護職員の方が仕事をしていく中で、ちょっとした環境の改善であるとか、あるいはちょっとした後押しをするような支援とか、そういった少し細かいところに手が届く、そういったところを現場の声を聞きながら、何ができるかというのを考えていくというのが大事なことかなと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 原田議員。最後ですから。

○3番（原田孝徳） 数字を示していただいて、ありがとうございます。

2040年約31%増ということで、これは高齢者がふえるということは、また支える人口がふえるわけではありませぬし、当然介護職員も不足してくるということで、大変な時代が訪れるのではないかとということが予測されます。

そういう意味で、介護予防っていうのは本当に、非常に重要であるし、決算特別委員会のときにもお話をお聞きしたんですが、積極的にいろんな活動をされているということで、実を結ぶか実を結ばないかという問題ではなくて、やはりこういうものは継続して続けていただきたいと思っております。

今、現場の環境の改善と、それから支援というような、この小回りの利く大竹市ということで、そういうものを考えていきたいというお話をお聞きして、大変心強く思いましたので、このあたりも併せて、これから御検討していただければと思います。

最後の質問ということなので、ここまでは現場での感覚、それから数字的なものや市の考え方などの視点から、特養の必要性だけにとどまらずに、介護全般の現状や今後についてそれぞれの意見を出してきたと思うんですけども、特養が不足しているからつくればいいのか、そういう単純な話ではなくて、2025年問題を1つの山としまして、今後、約20年間の介護やそのサービスのあり方、介護職員の不足の問題、また、老老介護や地域福祉、個人情報といった現代社会が抱える問題も絡み合せて、一方向から介護を考えると、論じるということでは、決して解決しない背景が横たわっているということの認識は、今回の質問の中で共通していたのではないかと思います。

そして、人口減少、超高齢化社会の頂というものが見えているにもかかわらず、現場では見えない坂を下っているような感覚というものが、やっぱりありまして、早急な施策や対策というものが急がれますが、現場を把握し切るといのは、行政であれ国であれ、なかなか難しいところがあると思っております。

そういうこともあろうかと思うんですが、制度などの整備がなかなか追いつかなくて、対応が後手に回っているというような部分も、現場のほうの目から見ればそういうことを

感じるが多々あります。

その中の1つに介護保険制度と、先ほど出ましたけれども、そういうものもありますけれども、今年の8月に補給給付が見直されて、特養では一部自己負担がふえた方もおられるということで、現行の制度が今のまま維持できるかと問われると、私はまだまだ課題も多いのではないかと感じております。今後さらなる見直しがなされるんであろうということが容易に想像できるかなと、私は考えております。

このように複雑化した問題を直視しまして、その解決方法を探っていかなければならないという中で、今後、介護職員の不足が止まらなければ、在宅介護においては需要に対して供給が十分に確保し切れず、家族、とりわけ先ほども言いましたが、女性への介護負担が増すことが予想され、人口減少で女性の働き手確保がさらに厳しくなるようであれば、介護が時代のニーズを逆行させるという要因になる可能性があること、これだけは何とか避けなければならないと私は考えております。

だからといって積極的に特養に入所していただくということではなくて、そこはもちろん要介護者の意思や、それから家族を含めた同意というものが大前提となることは、これはもちろん言うまでもありません。

それに、あと十数年後には、むしろ家族に迷惑をかけたくないというような理由から、施設における介護というものの需要が高まる可能性も、私はあるのかなと、現場で感じております。そういう意味では特養が必要になると。もちろん今でも、特養は必要であると私は感じておるんですが、さらにその必要性が叫ばれるときが必ず来ると思っておりますので、その前に整備しておく必要があるのではないかと感じております。

ただ、特養をつくったからといいまして、女性の働き手の確保がすぐに解決するというような問題でもありませんし、特養をつくっていることで女性の介護負担の軽減はもちろん、市長答弁の中にもありましたけれども、市民を大切にであるとか、安全で安心に暮らせるまち、笑顔で元気に輝く、お一人お一人にというような御答弁もありました。

ひいてはこのまちで最期を迎えたいであるとか、老後を安心して暮らしたいという希望、夢をかなえるためにも、その1つとして私はこのまちに特養が必要であると、強く感じておるところであります。

そのあたり、最後に担当課のお考えを聞かせていただきたいと思うのですが、よろしくお願いたします。

○議長（賀屋幸治） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） いろいろと御提案いただいて、本当にありがとうございます。

市長の答弁にもございましたように、これから介護サービスを充実させていくということは当然必要なことというのは、重々認識をしております。そういう中で、どういった施設が一番いいのかということからは、これからの状況でありますとか、また、いろんな方々の御意見等々を伺いながらやっていきたいと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 以上で、一般質問を終結いたします。

議事の都合により休憩いたします。再開は15時50分としたいと思います。

~~~~~○~~~~~

15時36分 休憩

15時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（賀屋幸治） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第5〔一括上程〕

議案第62号 大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

議案第64号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第4、議案第62号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について及び、日程第5、議案第64号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第62号及び議案第64号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第62号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、大竹市予防接種健康被害調査委員会に関する構成員について、所要の改正をするものでございます。

改正の内容としましては、大竹市予防接種健康被害調査委員会について、広島県感染症予防研究調査会から派遣される医師を構成員としておりますが、広島県感染症・疾病管理センター構成員等の医師を、専門医師として委員とするものです。

また、本委員会は、健康被害に関する調査及び助言を行うための附属機関であり、健康被害及び予防接種の専門家を構成員とするため、委員の構成から市長を外すものです。

施行日は、条例の公布の日からとしております。

次に、議案第64号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容としましては、出産育児一時金の加算額である産科医療保障制度の掛金は、1万6,000円から1万2,000円に引き下げられましたが、出産育児一時金は、少子化対策としての重要性に鑑みまして、40万4,000円を40万8,000円に引き上げます。この改正により、支給総額は現行どおり42万円を据え置くこととなります。

施行日は、令和4年1月1日としております。

以上で、議案第62号及び議案第64号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
議案第62号及び議案第64号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第63号 大竹市印鑑条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 続いて、日程第6、議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 議案第63号大竹市印鑑条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

コンビニエンスストアなどにおける証明書の自動交付サービスの開始に伴い、当該サービスにより印鑑登録証明書の交付申請及び受け取りに必要な事項を定める改正を行い、あわせて字句の整理を行うものです。

現在、印鑑登録証明書は、所定の申請書に印鑑登録証を添え、市民税務課や支所などの窓口で申請し、交付を受けていますが、個人番号カードの電子証明書の機能を利用し、コンビニエンスストアなどでも、申請及び交付を受けることができるようにするものです。

このサービスを利用できるのは、大竹市で印鑑登録をし、かつ、利用者証明用電子証明書を搭載した個人番号カードを所有している本人に限ります。

施行期日は、自動交付サービスを開始する令和4年3月1日としています。

以上で、議案第63号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。  
質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
議案第63号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第65号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（賀屋幸治） 日程第7、議案第65号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中村一誠） 議案第65号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、提案

理由の御説明を申し上げます。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、施設の利用促進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。

この間、この施設の設置目的でもあります農村と都市の交流をはじめ、地域産品の販売促進等、地域の振興と活性化について円滑な管理運営が図られてきており、このたび引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定したいと考えております。

なお、指定管理期間でございますが、現在、県内の農業協同組合において合併の協議が進められており、令和5年度以降の体制がまだ不明瞭であることから、令和4年度の1年間としております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第65号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第8～日程第11〔一括上程〕

議案第66号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

議案第67号 令和3年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 続いて、日程第8、議案第66号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第7号）から、日程第11、議案第69号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る4件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 議案第66号から議案第69号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、11ページからの議案第66号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第7号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ8億8,561万7,000円を追加し、予算総額を169億5,019万円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

また、災害復旧費以外の各款に共通する内容といたしまして、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。具体的には、一般職の給料、職員手当及び共

済費を合わせて180万円の増額としております。

人件費につきましては、調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、各款ごとの説明は省略させていただきます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により23ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、1億3,181万9,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、地方創生事業基金積立金6,180万円、手数料等5,820万円、また、国庫補助金返還金4,071万9,000円を計上するものでございます。

第3款民生費は、4,962万5,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、令和4年度に開設するグループホームの整備費用補助として、地域医療介護総合確保事業補助金2,401万2,000円、放課後等デイサービスの利用日数の増加等により、障害児給付費1,095万1,000円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、1,791万円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、個人の健康情報をマイナポータルと連携させるためのシステム改修委託料401万円を計上するものでございます。

第8款土木費は、6億6,247万2,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、大竹駅周辺整備事業に係る委託料及び物件補償費5億円、港湾施設の修築・改良事業に係る県営事業負担金1億973万8,000円を計上するものでございます。

第10款教育費は、229万1,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、修繕料を小学校費に80万7,000円、中学校費に32万8,000円それぞれ計上し、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった事業に要する経費を減額するものでございます。

第11款災害復旧費は、750万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、8月の豪雨により被災した阿多田農道の復旧のため、災害復旧工事750万円を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、20ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第1款市税は、固定資産税1億3,300万円を計上するものでございます。

第15款国庫支出金は、歳出に計上しております事業に対する国庫負担金等1億4,453万5,000円を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております事業に対する県負担金等2,910万4,000円を計上するものでございます。

第18款寄附金は、ふるさと納税寄附金1億2,000万円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について、地方創生事業基金の繰り入れ及び財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第21款諸収入は、72万円を計上するものでございます。

内容といたしましては、落雷の影響で故障した小方学園の電気設備の復旧に対する市有物件災害共済金及び解約金113万5,000円を計上し、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が延期となったことに伴い、スポーツ大会参加料を減額するものでございます。

第22款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて、1億4,610万円を計上するものでございます

15ページの第2表継続費の補正は、事業計画にあわせ、年割額を変更するものでございます。

第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

16ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加及び変更をするものでございます。

17ページの第5表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について追加及び変更をするものでございます

以上が、議案第66号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

次に、41ページからの議案第67号令和3年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ828万2,000円を追加し、予算総額を33億2,485万1,000円にするものでございます。

内容といたしましては、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整として140万円を増額し、また、療養給付費等負担金等返還金688万2,000円を計上し、歳入として一般会計繰入金及び前年度繰越金を計上するものでございます。

次に、49ページからの議案第68号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ190万円を追加し、予算総額を26億3,267万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整として190万円を増額し、歳入として一般会計繰入金を計上するものでございます。

次に、57ページからの議案第69号令和3年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ120万円を追加し、予算総額を5億1,351万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整として120万円を増額し、歳入として一般会計繰入金を計上するものでございます。

以上で、議案第66号から議案第69号までの各会計補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第67号は生活環境委員会に、議案第66号、議案第68号及び議案第69号の3件は、総務文教委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 令和3年請願第4号 公図の誤りについて法務局に訂正申し出を求める請願

○議長（賀屋幸治） 続いて、日程第12、令和3年請願第4号公図の誤りについて法務局に訂正申し出を求める請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

令和3年請願第4号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月3日から15日までの13日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、12月3日から15日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。12月6日は午前10時から総務文教委員会を、12月7日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、12月8日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には特に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集お願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

12月16日は、午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

16時10分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月2日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会副議長 網谷 芳孝

大竹市議会議員 小田上 尚典

大竹市議会議員 北地 範久